

第 4 次長万部町障がい者基本計画

第 7 期長万部町障がい福祉計画

第 3 期長万部町障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

北海道 長万部町

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって.....	3
第1節 計画の概要.....	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間	5
4 計画における「障がい者」「障がい児」の定義	6
第2節 計画の策定・推進体制.....	7
1 策定体制	7
2 推進体制	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	10
第1節 障がい者福祉に関する制度・施策の動向	10
1 「障害者権利条約」の批准.....	10
2 障害者基本法の改正	10
3 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	11
4 その他の障がい者福祉施策をめぐる近年の動き	12
第2節 人口・世帯の動向	14
1 人口の推移	14
2 世帯数と平均世帯人員の推移.....	15
第3節 障がいのある人の状況.....	16
1 障害者手帳所持者の状況	16
2 自立支援医療受給者の状況.....	20
3 障がい児の状況.....	21
4 経済的支援の受給状況	21
5 障害支援区分認定者の状況.....	22
第4節 アンケート調査結果からみた課題・ニーズ等.....	23
1 調査の実施概要.....	23
2 調査結果の整理.....	24

第2編 障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本的視点.....	36

第2章 障がい者福祉施策と事業の展開..... 37

第1節 施策の体系.....	37
第2節 施策・事業の展開	38
1 相談・意思疎通支援	38
2 自立支援	40
3 教育・発達支援.....	43
4 就労支援	45
5 生活環境・地域移行支援	47
6 保健・医療	50

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 成果目標の設定等 55

第1節 取組の体系.....	55
第2節 成果目標	56
1 施設入所者の地域生活への移行	56
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	58
3 地域生活支援の充実	59
4 福祉施設から一般就労への移行等	60
5 障がい児支援の提供体制の整備等	62
6 相談支援体制の充実・強化等.....	64
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	65

第2章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策..... 66

第1節 障害福祉サービス等	66
1 訪問系サービス.....	66
2 日中活動系サービス	68
3 居住系サービス.....	71
4 計画相談支援、地域相談支援.....	73
第2節 障害児通所支援等	74
1 障害児指定通所支援	74
2 障害児相談支援.....	76
第3節 地域生活支援事業等	77
1 地域生活支援事業の概要	77
2 事業の利用見込み.....	78
3 事業実施体制の整備推進	80

第 1 編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国は、平成14年に国民だれもが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、「障害者基本計画」を策定し、障がい者福祉施策の基本的方向について決めました。その後、平成18年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務づけられ、障がいのある人に対して適切なサービスを提供できる体制の構築が進められています。

また、平成25年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されるなど、障がい者福祉施策に係る数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

さらに、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われています。

北海道では、昭和57年1月に「障害者に関する北海道行動計画」を策定して以降、障がい者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図っており、令和5年度においては「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」を策定し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指しています。

長万部町では、「第3次長万部町障がい者基本計画・第6期長万部町障がい福祉計画・第2期長万部町障がい児福祉計画」（以下「前期計画」という。）の策定を行い、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障害福祉サービスの推進に努めてきました。

この間、国においても障害者総合支援法の改正や、障害者基本計画（第5次）の策定を行うなど、障がいのある人に関連する法律や制度は大きく進展しており、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性をとりながら、総合的かつ計画的に障がい者福祉施策の基本的な方向性を定めていく必要があります。

この度、前期計画が計画期間を終了することを受け、新たな制度や社会の動向、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、本町の障がい者福祉施策の更なる推進を図るとともに、実効性のある障害福祉サービス等を提供するため、令和6年度からの新たな「第4次長万部町障がい者基本計画・第7期長万部町障がい福祉計画・第3期長万部町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「第4次長万部町障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者福祉施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がいのある人が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけられます。

「第7期長万部町障がい福祉計画・第3期長万部町障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、「第4次長万部町障がい者基本計画」の基本的な方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制及びその円滑な実施を確保するための計画として位置づけられます。

◆ 障がい者基本計画と障がい福祉計画（障がい児福祉計画）の性格 ◆

障がい者基本計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる方向性を定める（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）。

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める。

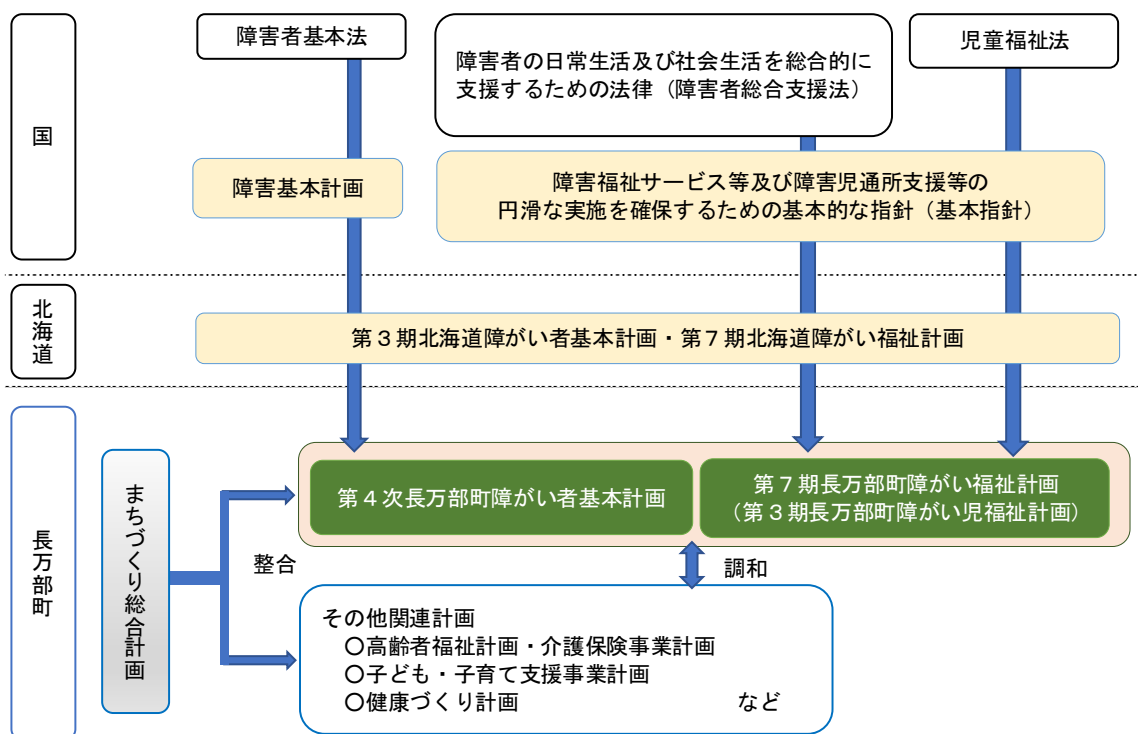
障がい児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画
- 各年度における指定通所支援・指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策等を定める。

(2) 関連計画との整合性

本計画は、障害者基本法等により定められた国及び北海道が策定した関連計画や、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえるとともに、町の最上位計画となる「長万部町まちづくり総合計画」との整合性を確保し、また、他の関連計画との調和を保った計画として策定するものです。

◆ 計画の位置づけと関連計画 ◆

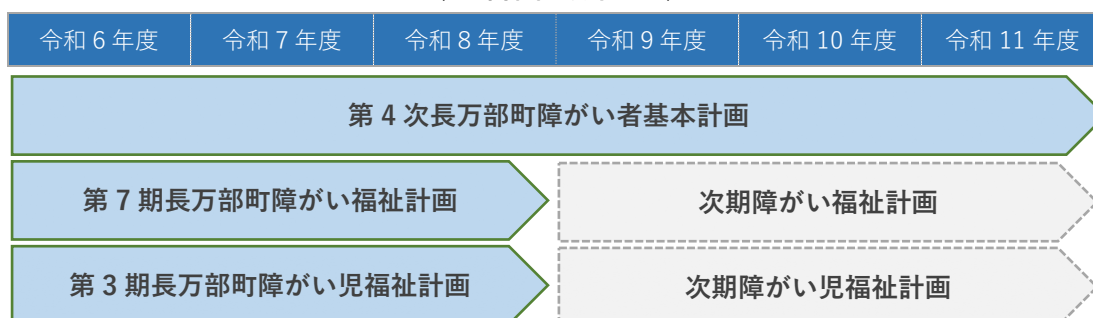


3 計画の期間

本計画の期間は次のとおりです。

「第4次長万部町障がい者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期長万部町障がい福祉計画・第3期長万部町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

◆ 計画の期間 ◆



4 計画における「障がい者」「障がい児」の定義

本計画における「障がい者」「障がい児」の定義は以下に示すとおりです。

◆ 本計画における「障がい者」「障がい児」の定義 ◆

- 『障がい者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『障がい児』とは、児童福祉法第4条第2号に規定する「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。
- [補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。

第 2 節 計画の策定・推進体制

1 策定体制

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人のニーズや生活状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、町内の障がい者及び障がい児を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 長万部町自立支援協議会での検討

本計画の策定にあたり、障がい者福祉に関する見識を有する人や、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員等で構成される「長万部町自立支援協議会」にて、計画内容の検討・協議を行い、それらの意見を反映して計画の策定を行いました。

(3) 町民の参画

地域住民の参加は今後益々重要となっていくことから、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見を聴取しました。

(4) 事務局によるとりまとめ

本計画の策定にあたっては、長万部町保健福祉課が事務局となり、アンケート調査の実施や前期計画の振り返り、各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

2 推進体制

(1) 町の推進体制

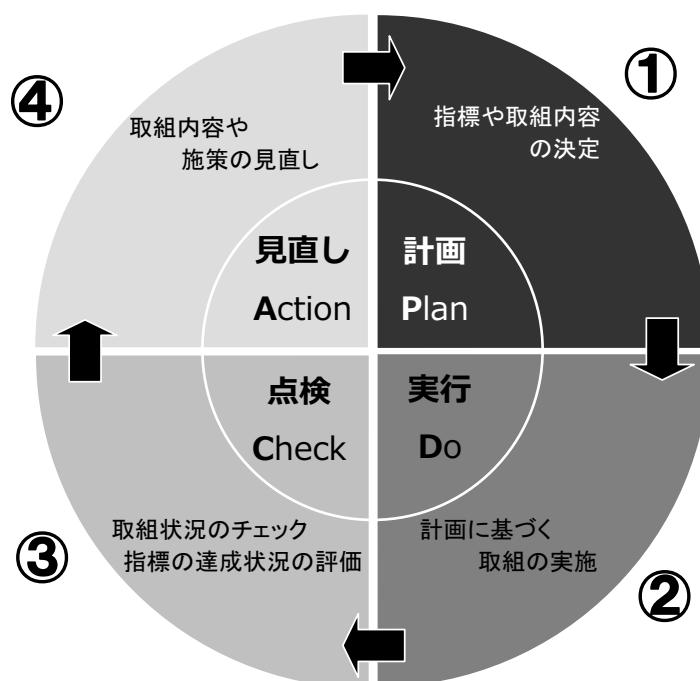
障がい者福祉施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など、広範な分野にわたるため、各部署との連携を図りながら施策を進めていくことが重要です。

計画の推進にあたっては、本計画及び関連する個別計画の担当課が緊密な連携をとり、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

① 計画の進行管理方法

計画の効果的な推進を図るためには、事業の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があるため、PDCAサイクルによりその進捗状況を把握し、新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

◆ 計画の進行管理（PDCAサイクルのプロセス）イメージ ◆



② 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいや障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

③ 計画の普及・啓発

本計画について、町の広報やホームページ等にて、計画内容の周知を図ります。

また、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持てるよう、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

（２）圏域での連携

北海道及び近隣の市町村と連携をとり、長万部町自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を行うなど、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

（３）関係機関・事業所・ボランティア団体との連携

障がい者福祉施策の推進に向け、町内外の様々な関係者が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、関係者間で目標等を共有するとともに、情報の共有等を通じて連携の強化を図ります。

また、様々な支援や啓発活動を実施する障がい者団体やボランティア団体等と情報交換や協力を求めながら、地域における支援体制の構築に努めます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 障がい者福祉に関する制度・施策の動向

我が国においては、「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に先立って、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）等、様々な法制度等の整備が行われています。

1 「障害者権利条約」の批准

「障害者権利条約」は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取組を締約国に対して求めるものです。

我が国は平成26年1月にこの条約を批准し、これに先立って様々な法制度の整備・改正が進められており、障がい者福祉施策の充実を国全体で図っています。

2 障害者基本法の改正

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

3 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障がい者福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

○平成 15 年 4 月 1 日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

○平成 18 年 4 月 1 日から施行された障害者自立支援法によって、身体障がい者及び知的障がい者に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がい者も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

○平成 24 年には、これまでの障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改称する内容を含む、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成 25 年 4 月 1 日から施行（一部、平成 26 年 4 月 1 日施行）されました。この法律は、障がいのある人が、障がいを抱えながらも尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるように支えることを目的としています。なお、制度の谷間のない支援を提供する観点から、“障害者”の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者）が追加されたほか、「障害程度区分」に代わる「障害支援区分」の導入等が図られました。

○障害者総合支援法・児童福祉法は、障がい児・者、支援者のニーズの変化に適應できるよう、定期的に改正が行われており、平成 28 年には、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児への支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための改正（平成 30 年施行）が行われました。

○令和 4 年の改正でも、引き続き、障がいのある人の地域での「生活」と「就労」を充実することを趣旨としており、これに加え、難病患者や小児慢性特定疾患児童に対する支援が強化されることとなりました。具体的には、障がいのある人等の地域生活に係る支援体制を充実すべく、グループホームの支援内容に一人暮らしを希望する利用者への支援を位置づけることや、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの整備・設置を市町村の努力義務とすることが盛り込まれたほか、就労アセスメントの手法を活用した新たな支援（＝就労選択支援）が制度化されています。

4 その他の障がい者福祉施策をめぐる近年の動き

(1) 障害者基本計画（第5次）の策定

内閣府は、「障害者施策は全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要」との考えに基づき、「障害者基本法」に基づいて「障害者基本計画」を策定しています。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）では、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3点を基本原則と定め、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止等 11 の分野における施策の推進を図ることとしています。

この計画の中では、「実現を目指すべき社会」として次の4点が掲げられています。

◆ 基本計画を通じて実現を目指すべき社会 ◆

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民生活に様々な影響を及ぼし、障がいのある人等脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与えています。また、障がいのある人にサービスを提供する事業所側でも、経営に影響が出る等の課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ、情報取得等に困難を抱える人も多くみられました。

令和5年5月からは5類感染症の位置づけとなりましたが、感染症拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障がいのある人やその家族等の抱える課題に留意しながら、必要な施策を展開する必要があります。

（３）2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

国では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを共生社会の実現に向けた機会とするため、「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」を２つの柱とする「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づいて、障がい当事者の意見を取り入れた施設整備、バリアフリー法の改正等が行われてきました。こうした機運を一過性のものとすることなく、障がいのある人への理解が一層進むよう、引き続き官民双方において、すべての人が暮らしやすい社会の構築のための取組が求められています。

（４）関係法令の改正等

上記のほか、近年は以下のような法令の成立、改正等が行われており、本計画は、こうした制度の変更や社会情勢の変化を踏まえて策定する必要があります。

- ① 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の成立（施行：平成 24 年 10 月）
- ② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）の成立（施行：平成 25 年 4 月）
- ③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の改正（施行：平成 28 年 4 月、施行：令和 6 年 4 月）。
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（施行：平成 28 年 4 月等、施行：令和 5 年 4 月等）
- ⑤ 発達障害者支援法の改正（施行：平成 28 年 8 月）
- ⑥ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立（施行：平成 30 年 6 月）
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（施行：令和 2 年 6 月等）
- ⑧ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立（施行：令和 3 年 9 月）
- ⑨ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の成立（施行：令和 4 年 5 月）
- ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（施行：令和 5 年 4 月等）

第 2 節 人口・世帯の動向

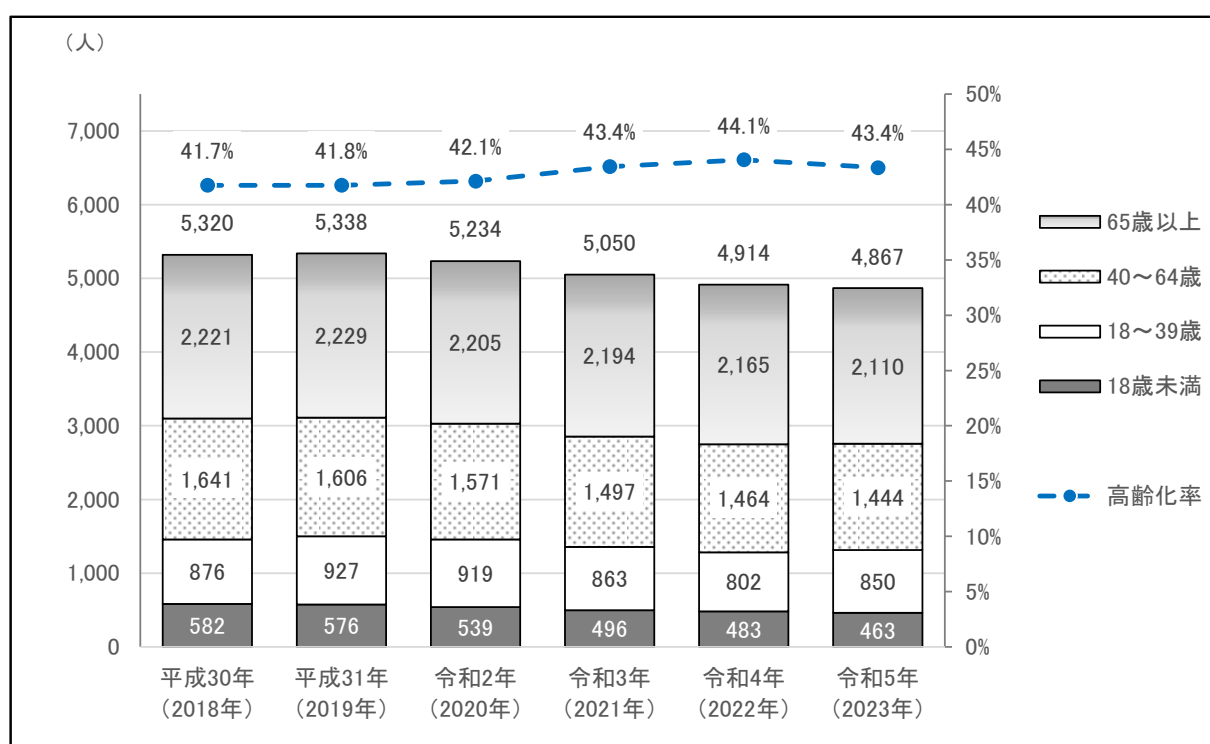
1 人口の推移

本町の平成 30 年以降の人口推移をみると、総人口は減少傾向で推移しており、令和 5 年は 4,867 人となっています。

年齢階層別でも、令和 2 年以降はいずれの区分でも減少しています。

一方、総人口に対する 65 歳以上人口が占める割合（高齢化率）は、40%以上の水準のまま上昇傾向で推移しており、高齢化が進行している状況がうかがえます。

◆ 人口と高齢化率の推移 ◆



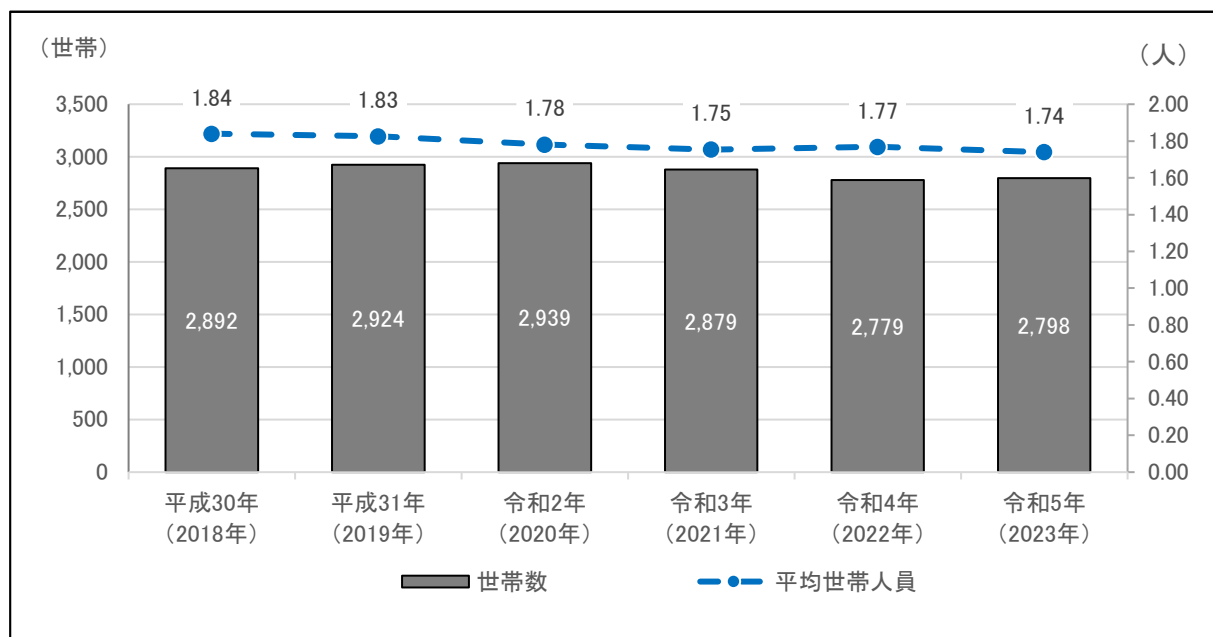
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 世帯数と平均世帯人員の推移

本町の世帯数は、令和5年4月1日現在で 2,798 世帯となっており、令和3年以降、緩やかに減少しています。

また、平成30年は 1.84 人であった平均世帯人員は、令和5年には 1.74 人に減少するなど、核家族化や独居世帯の増加が進んでいることがうかがえます。

◆ 世帯数及び平均世帯人員の推移 ◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第3節 障がいのある人の状況

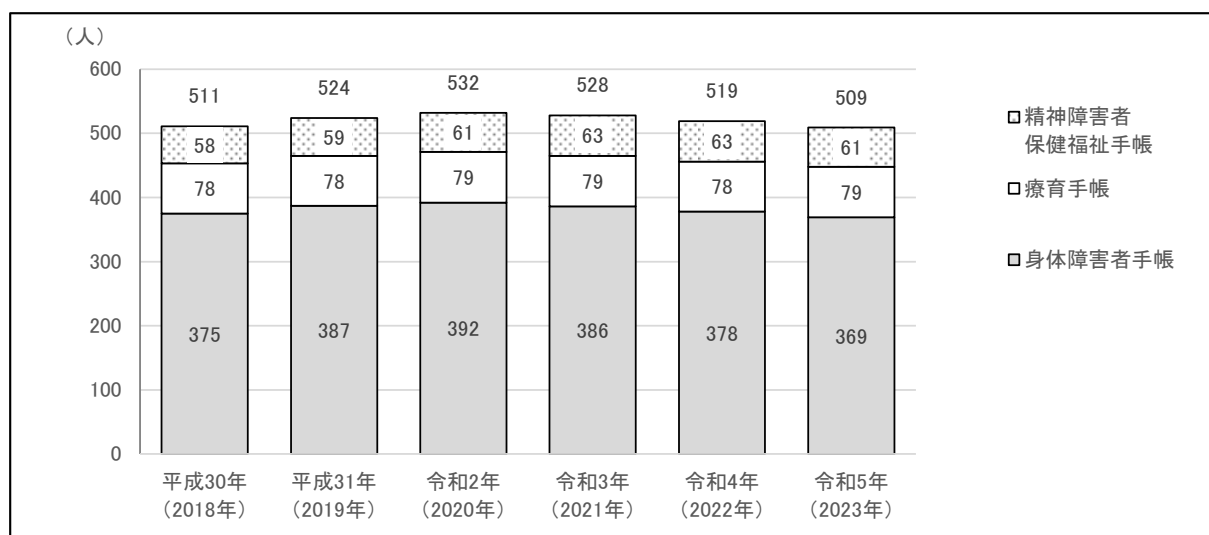
1 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年までは増加傾向で推移してきましたが、令和3年以降、身体障害者手帳所持者数の減少がみられ、全体数も減少に転じています。

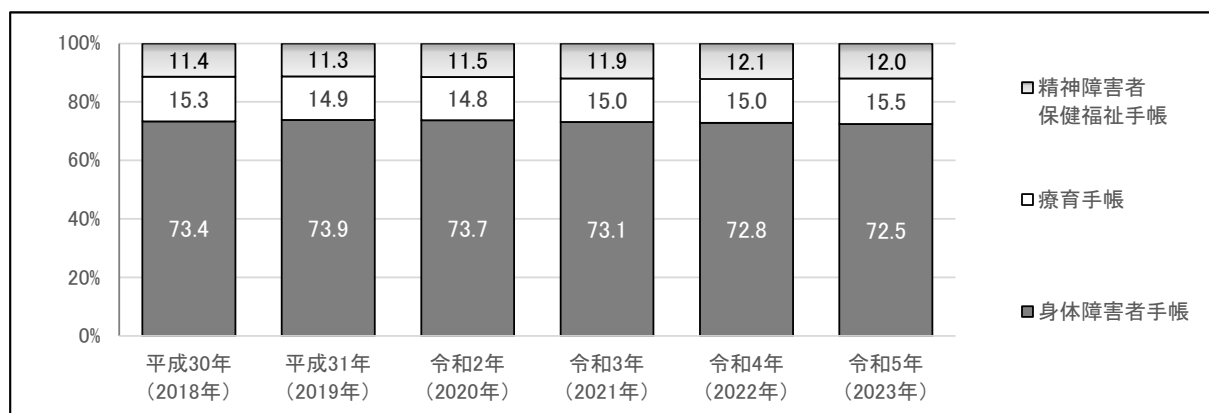
手帳別所持者数の割合をみると、令和5年は身体障害者手帳が72.5%と多くを占めているものの、過去6年間でその割合は徐々に減少しています。

◆ 障害者手帳所持者数の推移 ◆



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

◆ 障害者手帳所持者割合の推移 ◆



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者数の推移を手帳別・年齢階層別にみると、身体障害者手帳は、令和3年以降、40～64歳と65歳以上で減少がみられます。

療育手帳は、18歳未満の所持者が次の階層へ移行したことにより18～39歳が増加しており、18歳未満の所持者数は減少傾向で推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、18歳未満はおらず、すべての所持者が18歳以上となっており、おおむね横ばいで推移しています。

◆ 障害者手帳所持者数（手帳別・年齢階層別）の推移 ◆

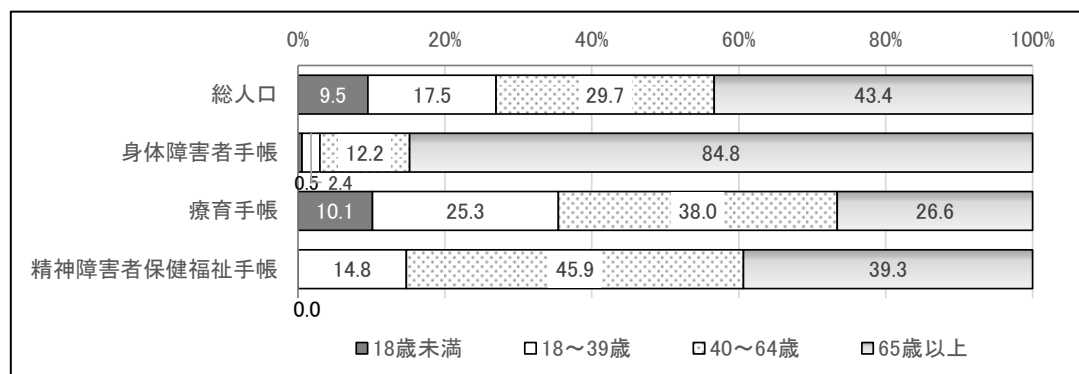
単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者手帳所持者						
18歳未満	3	4	3	3	2	2
18～39歳	6	7	8	9	10	9
40～64歳	48	50	49	51	48	45
65歳以上	318	326	332	323	318	313
計	375	387	392	386	378	369
療育手帳所持者						
18歳未満	16	18	17	13	9	8
18～39歳	13	14	16	18	19	20
40～64歳	33	31	31	31	32	30
65歳以上	16	15	15	17	18	21
計	78	78	79	79	78	79
精神障害者保健福祉手帳所持者						
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～39歳	11	10	9	9	9	9
40～64歳	24	25	27	28	28	28
65歳以上	23	24	25	26	26	24
計	58	59	61	63	63	61

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

また、令和5年の各手帳所持者の割合をみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、65歳未満の割合が60%以上となっているのに対し、身体障害者手帳は、65歳以上の割合が84.8%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

◆ 総人口・障害者手帳所持者の年齢階層別割合（令和5年） ◆



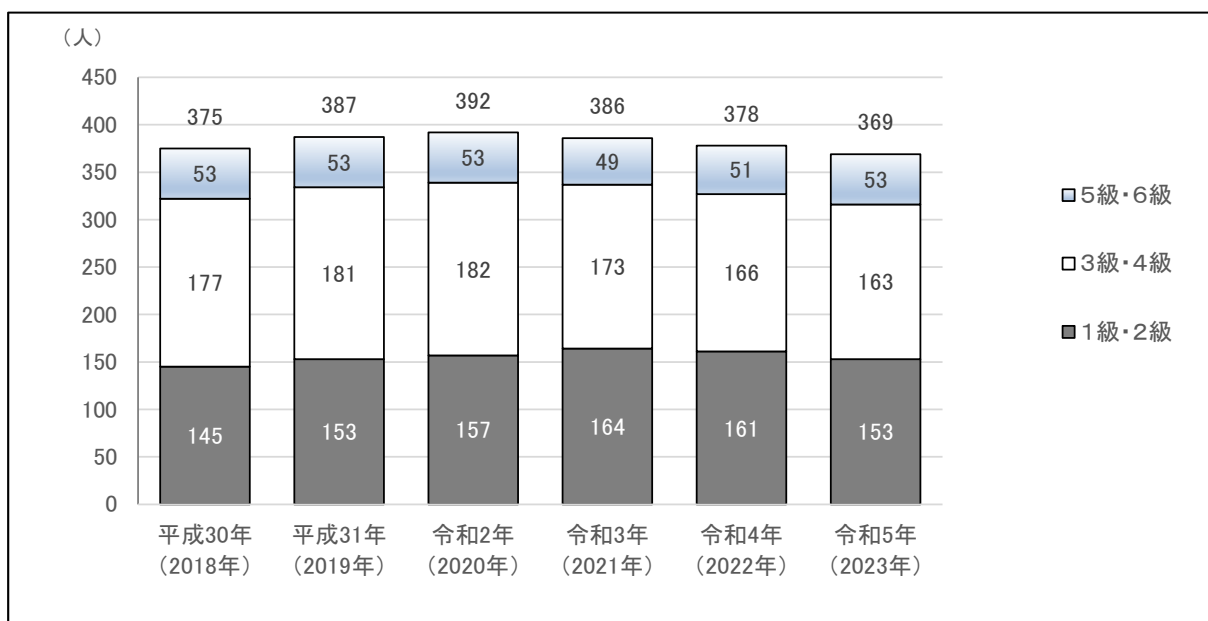
資料：住民基本台帳、保健福祉課（令和5年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳（等級別）

身体障害者手帳の等級とは、身体障がいの程度を表す区分で、1 級に近いほど障がいの程度が重いことを示しています。

等級別の推移をみると、令和3年以降、「1 級・2 級」と「3 級・4 級」で減少がみられますが、「5 級・6 級」は横ばいで推移しています。

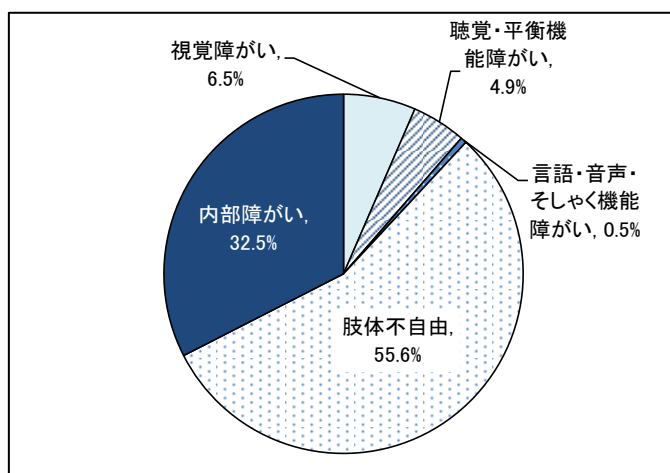
◆ 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移 ◆



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

また、令和5年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、肢体不自由が55.6%で半数以上を占めており、続いて、内部障がいの32.5%、視覚障がいの6.5%、聴覚・平衡機能障がいの4.9%、音声・言語・咀嚼機能障がいの0.5%の順になっています。

◆ 身体障害者手帳所持者の部位別割合（令和5年） ◆



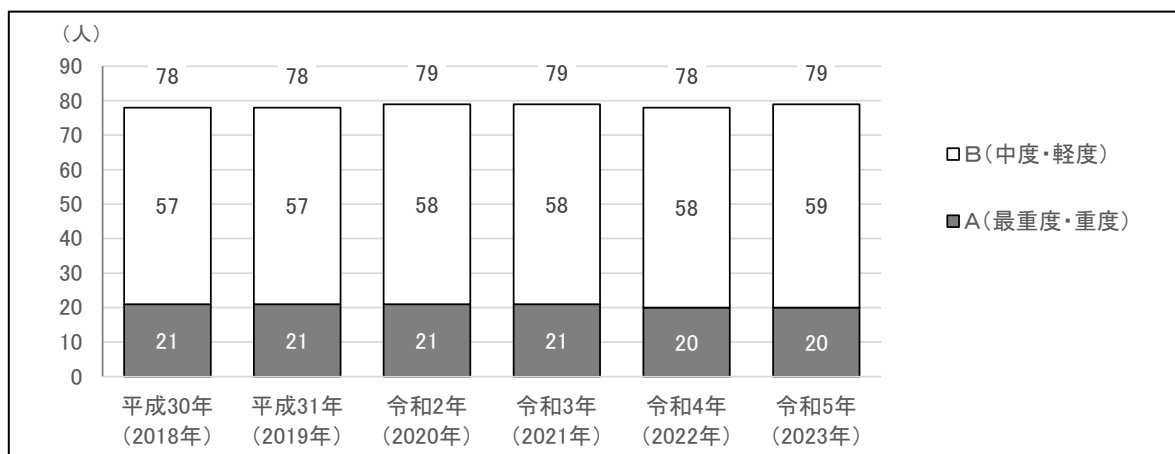
資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 療育手帳（障がい程度別）

療育手帳の障がい程度とは、知的障がいの程度を表すもので、北海道では「A」が重度、「B」が軽度に区分されます。

障がい程度別の推移をみると、「A（重度・最重度）」「B（軽度・中度）」ともに横ばいで推移しています。

◆ 療育手帳所持者数（障がい程度別）の推移 ◆



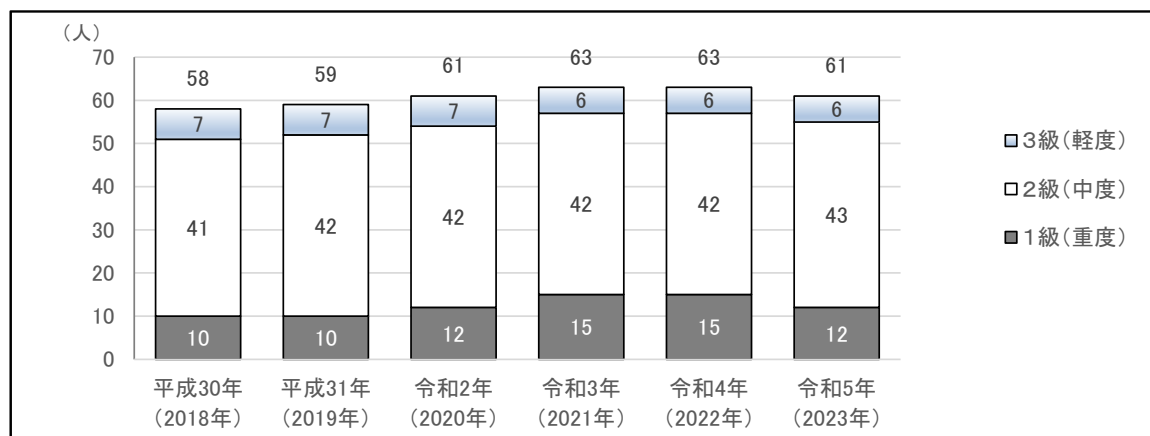
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳（等級別）

精神障害者保健福祉手帳の等級とは、精神障がいの状態を判定するもので、1級に近いほど重度であることを示しています。

等級別の推移をみると、各等級ともおおむね横ばいで推移しています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移 ◆



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

2 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数について、育成医療は0人となっています。

更生医療は減少傾向で推移しており、令和5年は12人となっています。

精神通院医療は、精神障害者保健福祉手帳所持者数を上回る水準で推移しており、令和5年は138人となっています。

◆ 自立支援医療受給者数の推移 ◆

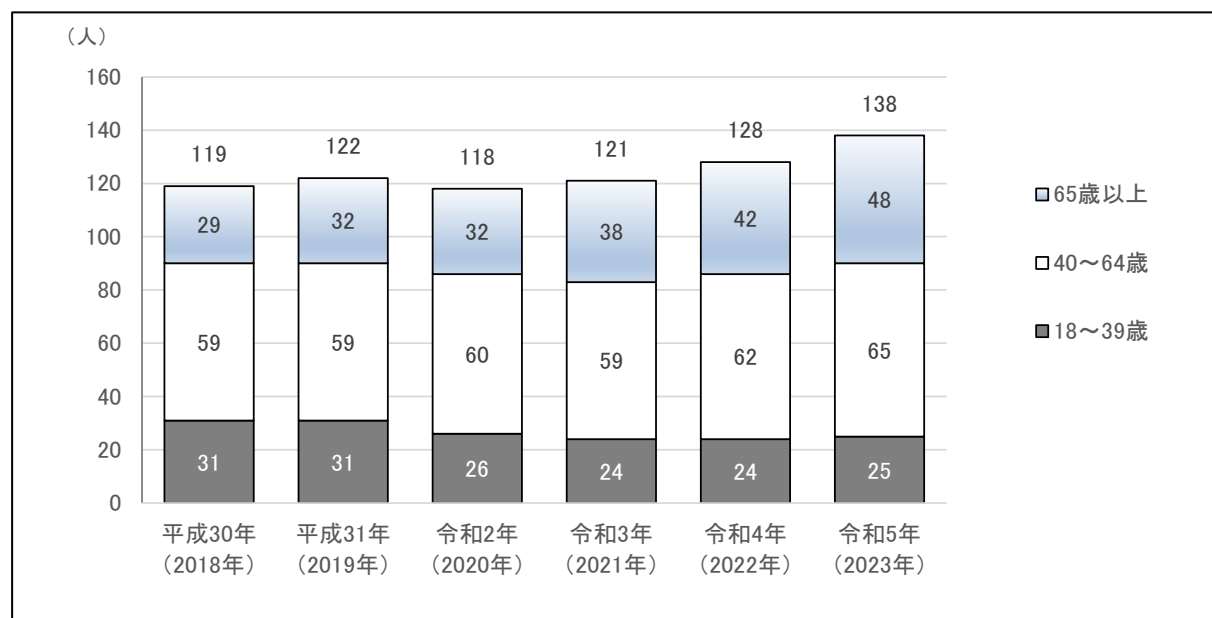
単位：人

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
育成医療	0	0	0	0	0
更生医療	17	12	13	13	12
精神通院医療	122	118	121	128	138
合計	139	130	134	141	150

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

なお、18歳以上の自立支援医療（精神通院医療）受給者数を年齢階層別にみると、65歳以上が特に増加しています。

◆ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数（年齢階層別）の推移 ◆



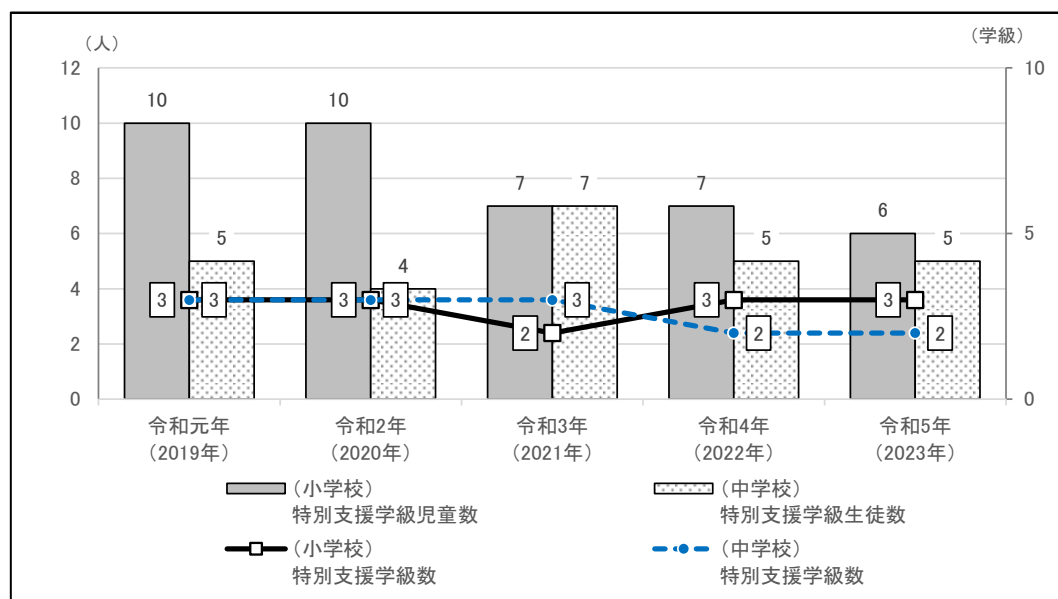
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

3 障がい児の状況

令和5年5月1日現在、本町の小・中学校に設置されている特別支援学級は、5学級（小学校3、中学校2）です。

小学校の特別支援学級児童数は減少傾向で推移しており、令和5年は6人となっています。また、中学校の特別支援学級生徒数はここ5年間で推移しています。

◆ 特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移 ◆



資料：長万部町教育委員会（各年5月1日現在）

4 経済的支援の受給状況

特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者数は近年1人～2人で推移しています。

特別児童扶養手当は10人以上の支給件数があります。

◆ 経済的支援受給者数の推移 ◆

単位：人

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
特別障害者手当 (受給者数)	1	1	1	1	2
障害児福祉手当 (受給者数)	1	1	1	1	1
特別児童扶養手当 (受給者数)	10	14	13	13	12

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

5 障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

本町では「区分3」と「区分6」の認定者が多くなっています。

◆ 障害支援区分認定者の推移 ◆

単位：人

	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
区分 1	2	3	4	4	3
区分 2	7	5	8	7	7
区分 3	14	14	12	14	15
区分 4	6	6	8	7	7
区分 5	6	3	5	4	2
区分 6	11	10	10	9	9
計	46	41	47	45	43

資料：保健福祉課（各年 4 月 1 日現在）

第4節 アンケート調査結果からみた課題・ニーズ等

1 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的に、市内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者又は障がい児サービス利用者に対して、暮らしの状況や福祉サービスの利用、将来の希望等について調査を実施しました。

◆ 調査方法及び配布・回収結果 ◆

① 障がい者調査（18歳以上）

項目	内容
調査対象・抽出法	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の中から抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査時期	令和5年7～8月
調査地域	長万部町全域
配付・回収結果	配布数：433 有効回収数：187 回収率：43.2%

② 障がい児調査（18歳未満）

項目	内容
調査対象・抽出法	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、又は障がい児サービス利用者全数
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査時期	令和5年7～8月
調査地域	長万部町全域
配付・回収結果	配布数：12 有効回収数：7 回収率：58.3%

2 調査結果の整理

調査結果については「長万部町 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査結果報告書」にてとりまとめており、アンケート調査の主な結果を整理すると次のとおりです。

(1) 障がい等の状況

認定・診断であてはまるものは、「発達障害として診断されたことがある」が全体の8.6%で多く、特に知的障がいでは40.6%が発達障害として診断されたことがあると回答しています。

◆ 認定・診断であてはまるもの（全体・障がいの種類別／複数回答） ◆

	合計	難病（特定疾患）の認定を受けている	発達障害として診断されたことがある	高次脳機能障害として診断されたことがある	重症心身障害に該当する	強度行動障害を指摘されたことがある	その他	あてはまるものはない	無回答
全体	187 100.0%	10 5.3%	16 8.6%	4 2.1%	15 8.0%	7 3.7%	29 15.5%	94 50.3%	18 9.6%
障がいの種類	身体	141 100.0%	9 6.4%	0 0.0%	4 2.8%	14 9.9%	3 2.1%	21 14.9%	77 54.6%
	知的	32 100.0%	0 0.0%	13 40.6%	1 3.1%	3 9.4%	5 15.6%	4 12.5%	11 34.4%
	精神	19 100.0%	2 10.5%	2 10.5%	0 0.0%	2 10.5%	0 0.0%	5 26.3%	8 42.1%

【調査結果のグラフ・表の表記について】

- ①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100％を上下する場合もある。
- ②基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出している。
- ③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っている。このため、比率計が100％を超えることがある。
- ④クロス集計表の表側（分類層）の実数（人数）は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがある。なお、障がいの種類については、重複を含む数を表記しているため、実数（人数）の合計と集計対象総数が一致しないことがある。
- ⑤クロス集計表については、各区分で高い比率第1位のものを網かけしている（無回答を除く。）。ただし、回答者数が少数の場合、比率が上下しやすいため、傾向をみるにとどめるものとする。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合がある。

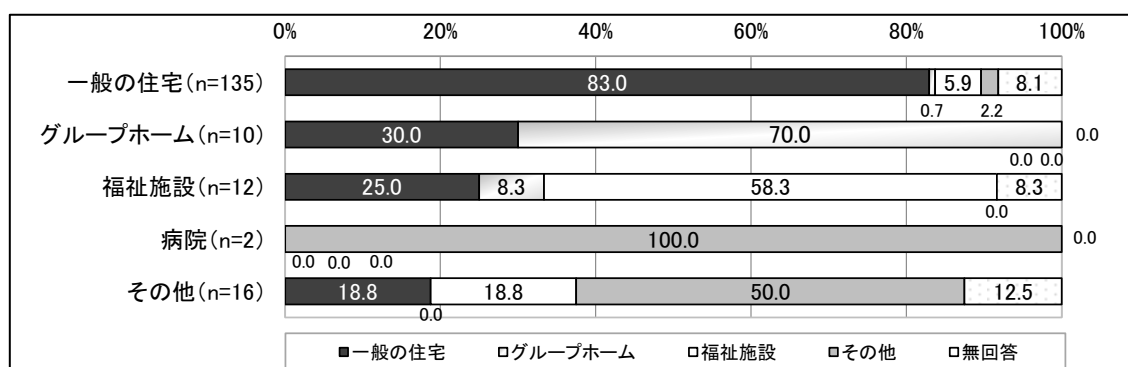
(2) 将来の暮らしの希望

現在暮らしている場所別に、将来（今後3年後）暮らしたい場所をみると、多くの回答者が現在の暮らしを継続したいと考えていることがわかります。一方で、福祉施設（障害者支援施設・高齢者施設）で暮らしている人は、25.0%の人が一般の住宅を希望するなど、地域への移行ニーズは「ある」と考えられます。また、グループホームで暮らしている人でも30.0%が一般の住宅で暮らすことを希望しており、自立した生活を目指している人が一定程度いることも明らかになりました。

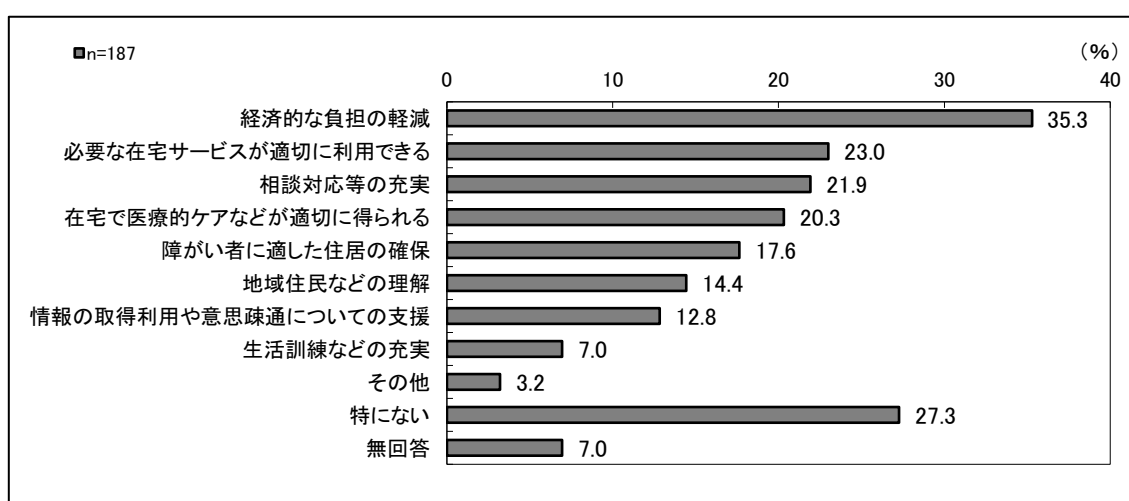
他方、将来、福祉施設（障害者支援施設・高齢者施設）で暮らしたいと望んでいる人は、一般の住宅では5.9%となっており、家庭の状況や障がいの程度などにより少数ながらも施設入所支援サービスを必要とする人もいます。

希望する暮らしを送るためにあるとよい支援としては、「経済的な負担の軽減」に次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が多くなっており、引き続き訪問系を中心に、地域におけるサービス提供体制を整備していくことが求められます。

◆ 今後3年以内の暮らしたい場所（現在暮らしている場所別） ◆



◆ 希望する暮らしを送るためにあるとよい支援（全体／複数回答） ◆

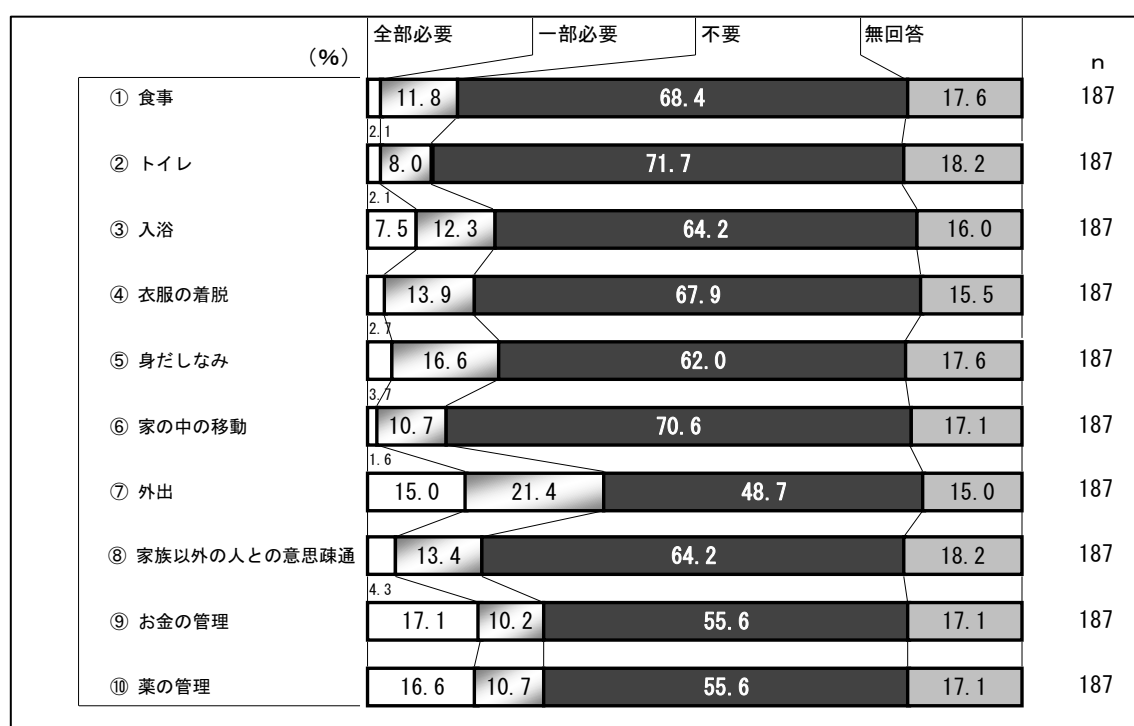


(3) 日常生活に必要な支援・支援者の状況

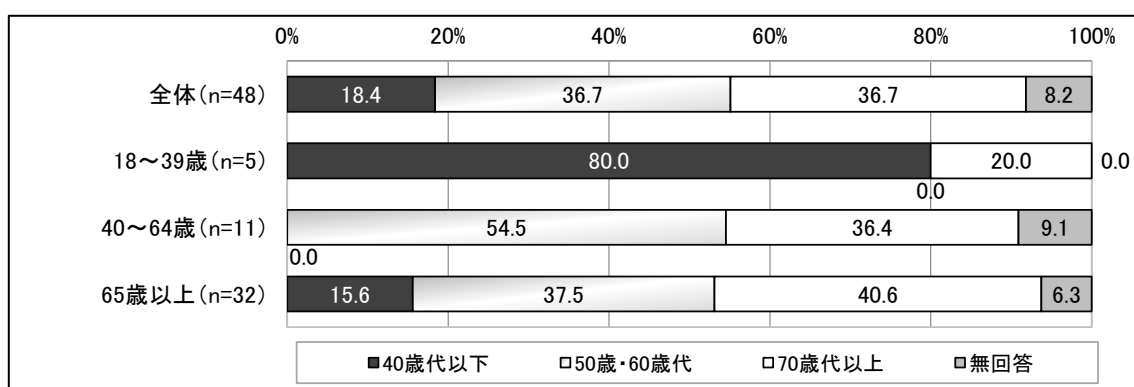
日常生活での必要な支援について、“介助が必要”（「全部介助が必要」と「一部介助が必要」の合計）をみると、「⑦外出」が36.4%となり、他の項目に比べて多くなっています。また、「⑨お金の管理」「⑩薬の管理」も27.3%と多くなっています。

このうち、主に家族に支援を受けている場合の支援者の年齢を、回答者の年齢階層別にみると、回答者が40～64歳の場合、支援者は70歳以上の割合が36.4%となるなど、老障介護の状態もみられることから、支援者への支援も重要な課題となります。

◆ 日常生活について（全体） ◆



◆ 主に家族に支援を受けている場合の支援者の年齢（全体／回答者の年齢階層別） ◆

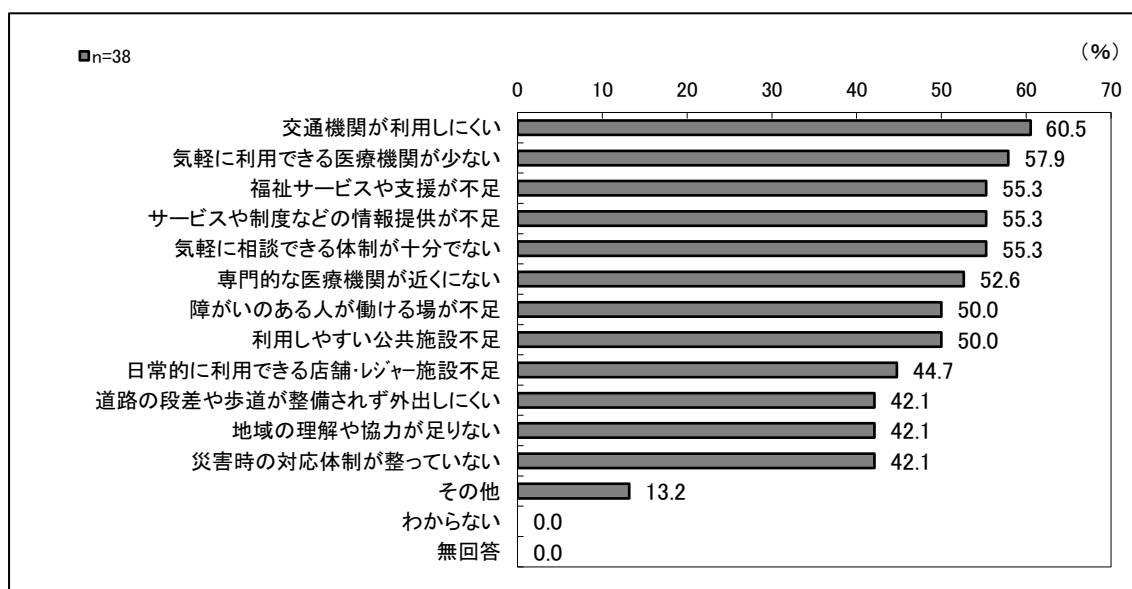


(4) 外出環境

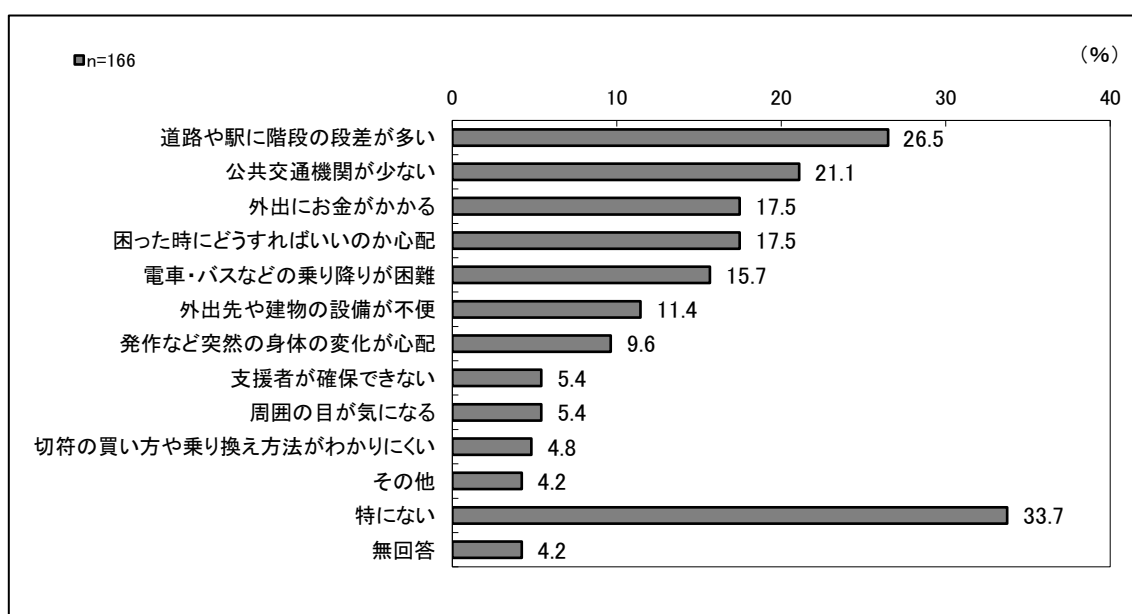
「長万部町は障がいのある人にとって“住みにくい”と回答した人に、住みにくいと思う理由を尋ねたところ、「交通機関が利用しにくい」が最も多くなりました。

また、外出するときに困ることとしては、「特にない」が最も多いものの、具体的な困り事としては「道路や駅に階段の段差が多い」と「公共交通機関が少ない」が20%以上で多くっており、外出支援の充実と合わせて、障がいのある人にやさしい外出環境を整えていくことは、本町における重点課題の1つとなります。

◆ 住みにくいと思う理由（全体／複数回答） ◆



◆ 外出するときに困ること（全体／複数回答） ◆

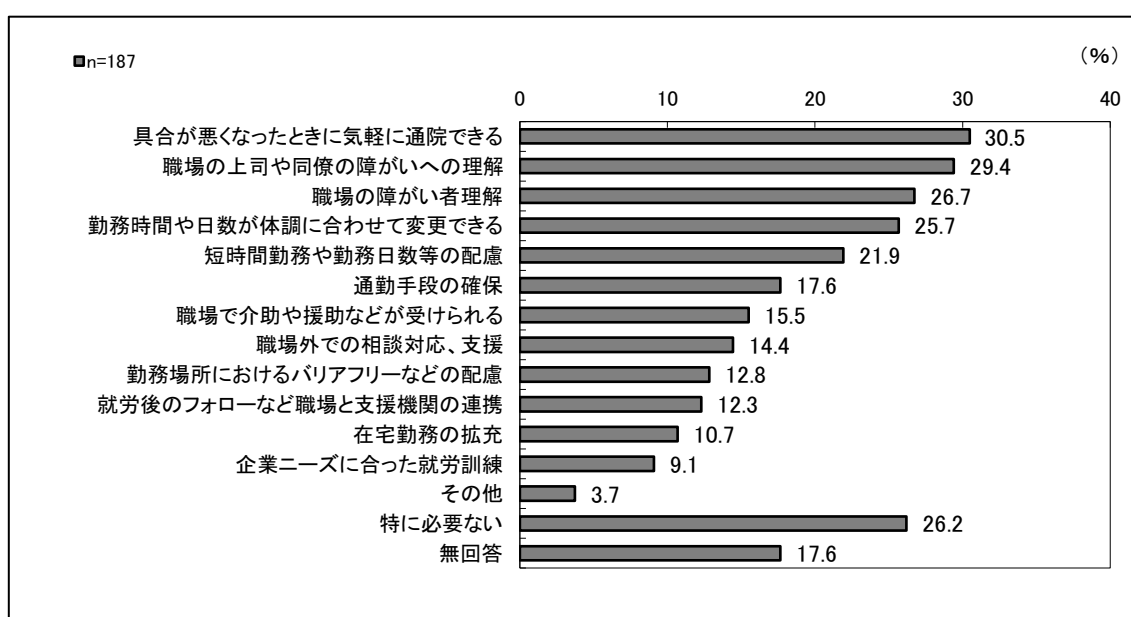


(5) 就労支援

就労に関する必要な支援策としては、「具合が悪くなったときに気軽に通院できる」と「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が約 30%で多く、これに「職場の障がい者理解」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できる」等の回答が続いています。

今後の就労への希望については「仕事はしたくない」あるいは「仕事はできない」とする回答が多くなっていますが、当事者の高齢化による影響が考えられ、また、現在働いていない人の「仕事をしたい」という回答は、特に知的障がいでは 40.0%と高く、一定の就労ニーズはあると考えられることから、引き続き就労支援・就労定着支援等の充実を図っていくことが重要です。

◆ 障がい者の就労支援として必要なこと（全体／複数回答） ◆



◆ 今後収入を得る仕事をしたいか（全体・障がいの種類別） ◆

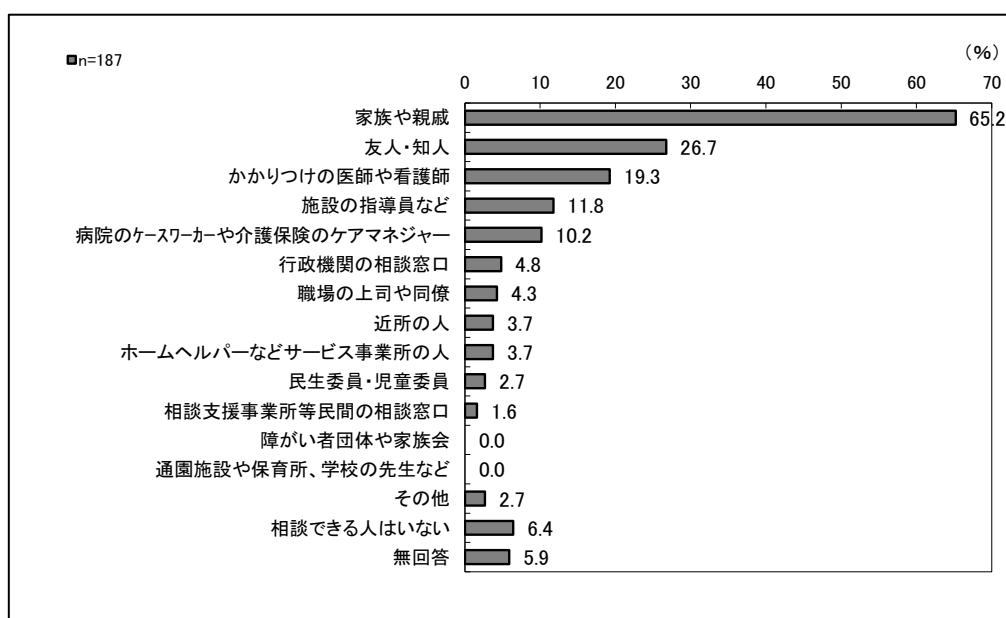
		（%）				n
		仕事をしたい	仕事はしたくない	仕事はできない	無回答	
全体		17.1	15.0	50.7	17.1	140
障がいの種類	身体	9.5	13.3	58.1	19.0	105
	知的	40.0	24.0	24.0	12.0	25
	精神	20.0	20.0	46.7	13.3	15

(6) 相談支援・情報入手

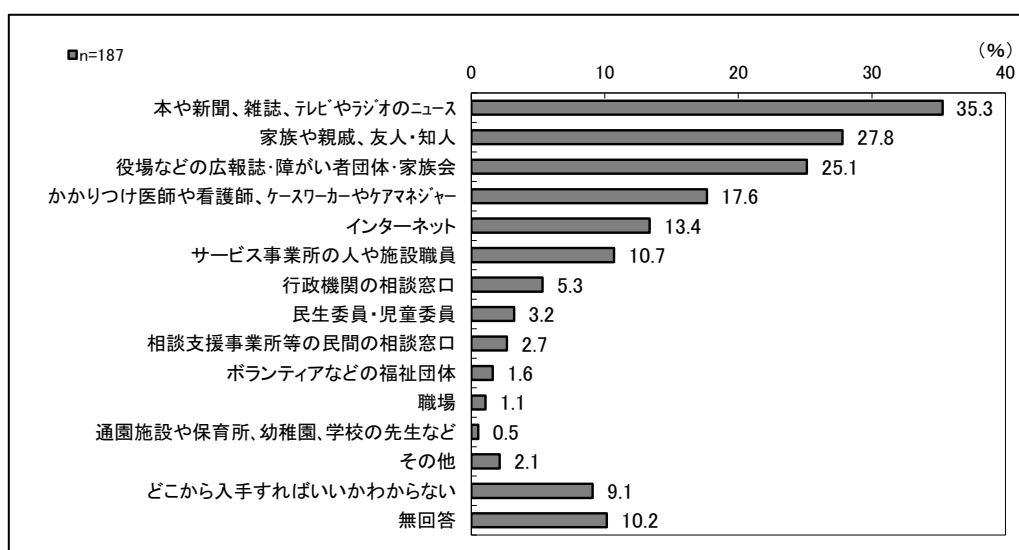
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が最も多くなっているほか、障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先は「本や新聞、雑誌、テレビやラジオのニュース」が最も多くなっているなど、町の相談窓口が十分に活用されていない状況です。

また、相談先として「相談できる人はいない」と回答した人や、情報の入手先についても「どこから入手すればいいかわからない」と回答した人も一定数いることから、こうした相談窓口において、障がいのことや福祉サービスに関する情報をより容易に入手できるよう、体制を整備していくことが重要であると考えられます。加えて、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図っていくことも求められます。

◆ 悩みや困ったことの相談先（全体／複数回答） ◆



◆ 障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先（全体／複数回答） ◆

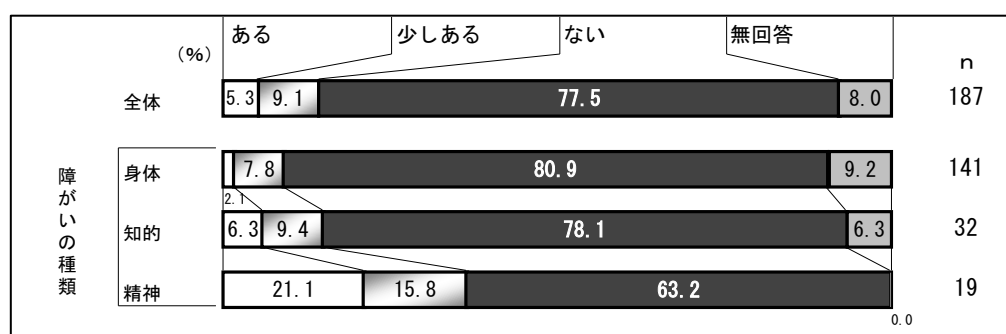


(7) 障がいへの理解の促進・権利擁護

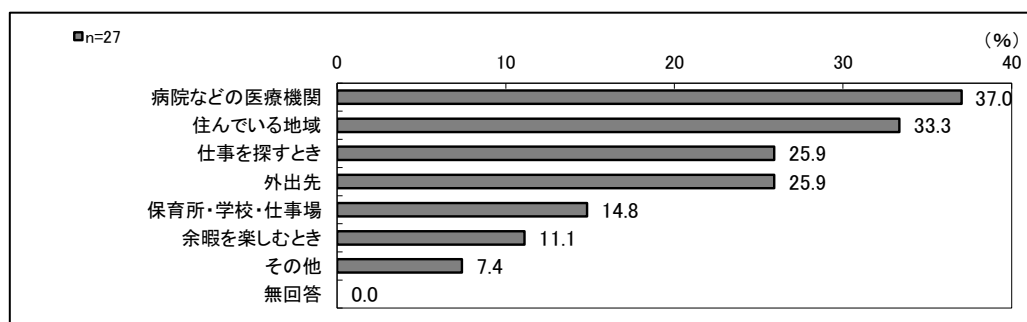
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、“ある(「ある」と「少しある」を合わせた割合)”は14.4%となっているものの、精神障がいでは、“ある”が他の障がい種別に比べて多くなっています。また、差別を受けたり嫌な思いをした場所は、「病院などの医療機関」「住んでいる地域」が多くなっており、広く市民を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法などの内容に関する普及・啓発を図るとともに、障がいのある人となない人が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていくことが重要です。

成年後見制度の認知度については、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が31.0%、「名前も内容も知らない」が35.8%となっているなど、制度内容の認知度は依然として低い状況です。

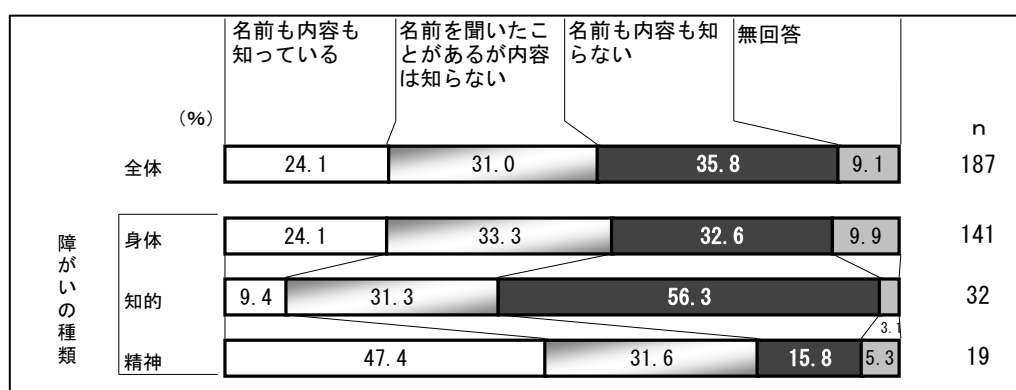
◆ 差別を受けたり嫌な思いをしたこと（全体・障がいの種類別） ◆



◆ 差別を受けたり嫌な思いをした場所（全体／複数回答） ◆



◆ 成年後見制度について（全体・障がいの種類別） ◆



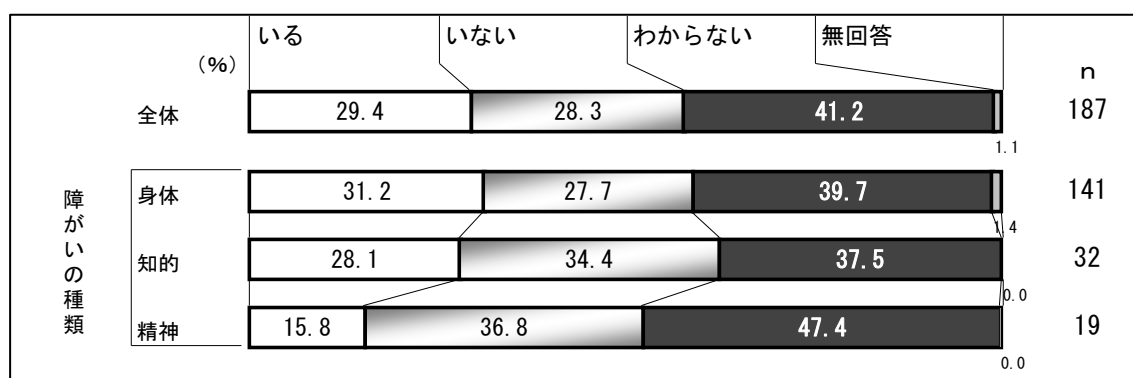
(8) 災害時の対応

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いない」と回答した人は28.3%となっており、緊急時には、とりわけ一人暮らしの人、あるいは一人でいることが多い人への支援が必要です。

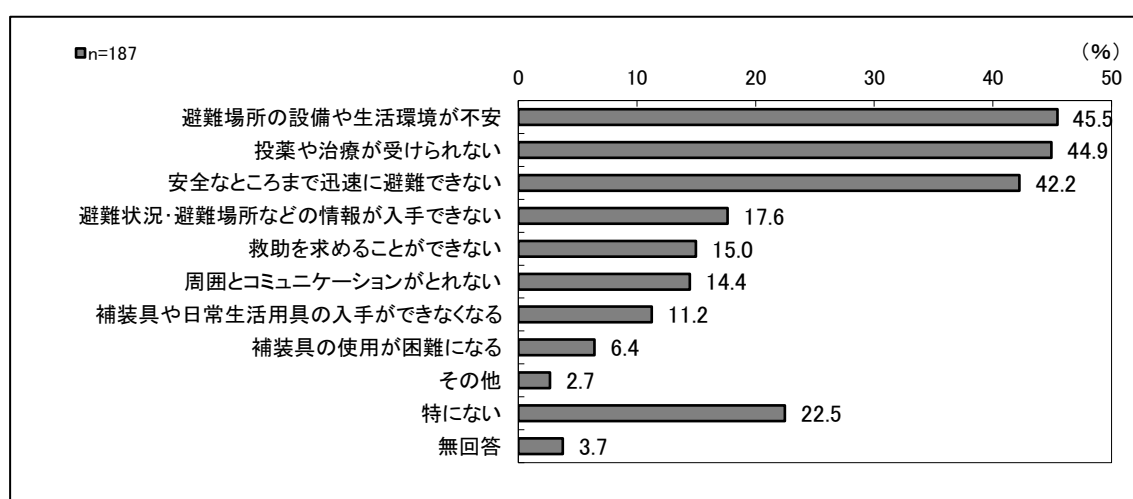
また、町で作成している避難行動要支援者名簿を基に、町、消防、警察及び地域等の間で、災害時の避難に支援を要する人の情報の共有や避難方法、避難支援の内容等を事前に検討するとともに、避難行動要支援者個々の避難方法、災害時に配慮しなくてはならない事項等を記載した「個別避難計画」の作成を推進していくことが求められます。

このほか、災害時に困ることとして、「避難場所の設備や生活環境が不安」と「投薬や治療が受けられない」が40%台半ばで多く、避難した後の生活に不安を抱えている状況がうかがえます。このため、一般の避難所における障がい者用スペースの設置や福祉避難所の指定を更に推進していくとともに、避難所の開設を想定した訓練を実施するなど、いざという時に迅速かつ円滑な運営ができるよう準備を進めていくことも求められます。

◆ 近所に助けてくれる人はいるか（全体・障がいの種類別） ◆



◆ 災害時に困ること（全体／複数回答） ◆



(9) 障がい児への支援

障がい児の保護者の人が現在困っていることについては、「将来の見通しに不安がある」という回答が多くなりました。また、医療について困っていることについては、「専門的リハビリ施設が近くにない」が多くなっており、障がい児の家族の抱えるこうした不安を軽減するためにも、障がい児の自立に向けた教育や訓練及び長期的なケア体制の整備を推進することが求められます。

このほか、療育や教育について困っていることについては、「特性に合った支援が不十分・受けられない」が多く、また、保育所・幼稚園・学校・療育機関で充実してほしいこととしても「先生の理解促進、能力・障がいに適した指導」が多くなっています。

これらのことを踏まえ、引き続き保育所や学校において専門的な知識を有する指導員の配備や巡回などを推進し、適切な指導を行うことで、障がい児の社会適応を促進するとともに、保護者の不安を軽減していくことが重要であると考えられます。

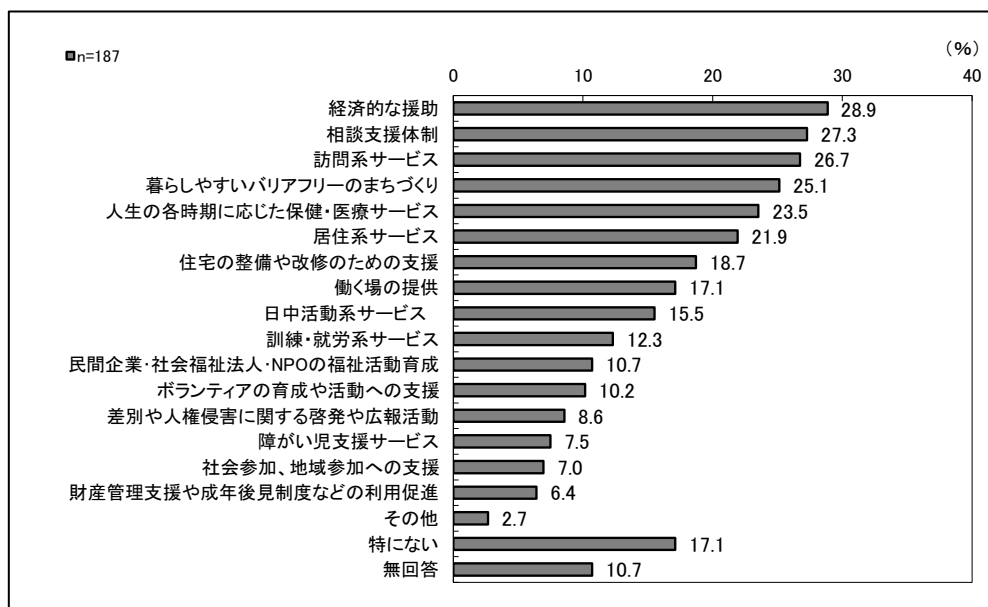
(10) 障害福祉サービスへのニーズ

障害福祉サービスの今後の利用希望については、居住系サービスと相談支援について、「利用したい」と回答する割合が多く、そのほかのサービスについては、「生活介護」「自立訓練」で「利用したい」とする回答が多くなりました。また、今後特に力を入れていくべきこととしては、「経済的な援助」「相談支援体制」に続き、「訪問系サービス」が多くなっています。

こうしたニーズを踏まえ、相談支援体制の充実を図ることで障害福祉サービスのニーズを汲み取り、住民にとって真に必要なサービスと結び付けていくことが必要です。

また、今後も住み慣れた地域での生活を希望している人の支援ニーズに応じて必要なサービスを提供できる体制を整えるとともに、新たなサービスメニューの検討を進めることも求められます。

◆ 今後特に力を入れていくべきこと（全体／複数回答） ◆



第 2 編 障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「障害者の権利に関する条約」では、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

また、こうした条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障がい者福祉施策は、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、基本理念を次のとおり掲げ、施策の推進を図ります。

◆ 基本理念 ◆

**障がいのある人もない人も、だれもが自立し、
安心して暮らし支え合う町**

この基本理念は、障がいのある人もない人も、共に生きる社会（＝「共生社会」）を指すものであり、障がい等の困りごとを抱える人を特別視するのではなく、障がいのない人と対等に、同じ町民として共に生活し、活動する社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基本とするものです。そのために、障がいのある人が障がいのない人と同様に普通の生活が送れるような条件を整えることが求められます。

第2節 基本的視点

本計画においては、上記で掲げた基本理念及び国の基本指針を踏まえつつ、次の視点のもと、障がい者福祉施策の推進を図るものとします。

（１）地域生活の相談体制と支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択・決定に基づき身近な地域で日常生活や社会生活を営むには、地域生活を支える体制の整備が必要です。また、入所施設等から地域生活への移行、又は地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、サービスを利用するにあたっての相談体制の充実や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制の充実を図ります。

（２）自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望やニーズに応じた就労支援等を推進します。

また、町内での住民自治活動や地域での活動、障がいのある人自身が主体となって主体的に活動できる場など、障がいのある人が積極的に参加することができる場の整備を進め、社会参加の促進を図ります。

（３）バリアフリー社会の実現

障がいや障がいのある人への理解を深め、差別や虐待、偏見を除去する心のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設、交通機関などのユニバーサルデザインの推進や災害発生時の安否確認など、長万部町の地域特性を踏まえながら、障がいがあっても安心して暮らせるまちづくりに努めます。

（４）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した重層的な地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての児童と共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 障がい者福祉施策と事業の展開

第1節 施策の体系

本計画の基本理念の実現を図るため、近年の障がい者福祉施策をめぐる動向や本町の障がいある人を取り巻く現状、アンケート調査の結果、計画の取組状況等を踏まえ、次の6つの分野に分けた体系に沿って事業の展開を図ります。

【施策分野】	【主要施策】
1 相談・意思疎通支援	(1) 相談支援 (2) コミュニケーション支援 (3) 情報バリアフリー化支援
2 自立支援	(1) 障がいのある人への総合的・計画的な支援の実施 (2) 障害福祉サービス等の提供 (3) 地域における生活支援 (4) 社会参加の促進 (5) 補装具・日常生活用具の給付 (6) 障害支援区分認定審査会の運営 (7) 利用者負担の軽減 (8) ボランティアの育成
3 教育・発達支援	(1) 障がい児保育の充実 (2) 早期療育体制の整備 (3) 障がいのある子どもの教育環境の整備 (4) 就学指導の充実 (5) 青少年健全育成の推進
4 就労支援	(1) 就労支援・就労定着の推進 (2) 地域活動支援センターの充実 (3) 就労支援に関するネットワーク化の推進
5 生活環境・地域移行支援	(1) 居住環境の整備 (2) 公共施設のバリアフリー化 (3) 公営住宅のバリアフリー化 (4) 緊急通報体制の整備 (5) 交通機関の利用支援・移動手段の確保 (6) 心のバリアフリーに関する取組の推進 (7) 障がい者スポーツの振興 (8) 障がい者団体への支援
6 保健・医療	(1) 障がいの予防 (2) 障がいの予防医療費の助成 (3) 通院体制の整備 (4) 難病対策の推進 (5) 心身の健康増進事業

第2節 施策・事業の展開

1 相談・意思疎通支援

個々の障がいの状況に応じた計画的、効果的な障害福祉サービスの提供を進めるためには、障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重する仕組みづくりが益々重要となってきています。

アンケート調査結果では、相談支援は現在の利用だけでなく、将来の利用意向でも「利用したい」とする回答の割合が高くなっていますが、相談相手や情報の取得先としての相談窓口の利用率は低い状況です。また、相談先として「相談できる人はいない」と回答した人や、情報の入手先についても「どこから入手すればいいかわからない」と回答した人も一定数いることから、相談窓口において、利用者が障がいのことや福祉サービスに関する情報をより容易に入手できるよう、引き続き必要な情報提供を行うとともに、地域において相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

さらに、アンケート調査結果において、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先として、インターネットが上位となっているように、障がいのある人にとっても情報機器等を使用した情報の取得は有効な手段の1つとなっており、障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するための環境整備を進めていくことも必要です。

(1) 相談支援

【施策展開の考え方】

相談窓口の体制を強化していくとともに、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助等を行います。また、障がいのある人の福祉向上に資することを目的として、今後も相談者のニーズを汲み取り、障がいのある人及びその家族が必要な福祉サービス等を利用するための環境を整備するとともに、希望に応じた各種サービス及び事業所の情報提供を行っていきます。

【主要事業】

○相談者支援事業

電話（受電）や窓口（来所者）に対して、以下についての情報提供を行います。

- ・福祉サービス等の情報提供
- ・各種支援施策に関する助言、指導等
- ・日常生活全般の相談援助
- ・専門機関の紹介

○権利擁護事業（成年後見制度利用支援）

(2) コミュニケーション支援事業

【施策展開の考え方】

聴覚に障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等により意思の疎通を図り、コミュニケーションを支援します。

【主要事業】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- 手話相談事業
- 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業

(3) 情報バリアフリー化支援

【施策展開の考え方】

日常生活上におけるコミュニケーションの円滑化や効果的な情報収集が可能となるよう、障がいのある人に対して情報機器等を支給することにより、情報バリアフリー化の促進を図ります。

【主要事業】

- 重度障害者（児）等日常生活用具給付等事業

2 自立支援

障がいのある人が自立した生活を送るためには、福祉サービスの利用は極めて重要ですが、本町では、サービス提供事業所（施設等）の種類が少ない状況にあります。

アンケート調査結果では、障害福祉サービスの利用について、ほとんどのサービスが現在の利用よりも将来の利用意向の割合が高くなっているほか、希望する暮らしを送るためにあるとよい支援としても「必要な在宅サービスが適切に利用できる」ことが上位にあげられています。

利用者が求める障害福祉サービスを適切に利用できるよう、引き続き、地域の関係機関との連携を強化し、必要な福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、様々な生活課題に対応できる多様な支援ネットワークを構築していく必要があります。

（１）障がいのある人への総合的・計画的な支援の実施

【施策展開の考え方】

障がいのある人の社会参加機会の確保や地域における共生、社会的障壁の除去につなげ、地域において生きがいを持って豊かに、自立した生活を送るための総合的・計画的な支援体制の基本的方向性を示します。

【主要事業】

○障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業

（２）障害福祉サービス等の提供

【施策展開の考え方】

障がいのある人が自己の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種施設・居宅サービスを提供します。

なお、町内にも新たな事業所（放課後デイサービス・児童発達支援）が開設されたため、今後、他のサービスについても広がっていくものと考えられることから、現在、利用実績のないサービスについても、今後も適切に対応できる体制を維持していきます。

【主要事業】

- | | |
|------------------|------------|
| ○施設入所支援 | ○生活介護・療養介護 |
| ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） | ○居宅介護 |
| ○同行援護（視覚障害） | ○共同生活援助 |
| ○放課後等デイサービス | ○児童発達支援 |

(3) 地域における生活支援

【施策展開の考え方】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や自己の能力及び適性に応じて、各種サービスを提供します。

【主要事業】

○生活サポート事業

(4) 社会参加の促進

【施策展開の考え方】

障がいのある人等が通うことのできる集いの場の確保並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供により、地域社会との交流促進を図ります。

なお、新規利用を希望する人がいる場合は、スムーズに利用できるように随時対応していきます。

【主要事業】

○地域活動支援センター運営委託

※障がいのある人等の創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。

(5) 補装具・日常生活用具の給付

【施策展開の考え方】

身体上の障がいを補うために必要な補装具や、日常生活をより円滑に行うために必要な日常生活用具の交付及び修理により、障がいのある人の負担軽減を図り、地域での自立した日常生活及び社会生活を充実させるための支援を行います。

【主要事業】

○身体障害者（児）補装具給付事業

○重度障害者（児）等日常生活用具給付等事業

(6) 障害支援区分認定審査会の運営

【施策展開の考え方】

障害支援区分を客観的かつ公平に判断し、障がいのある人に適切な障害福祉サービスを提供するため、専門的知識を有する委員による審査会を、八雲町と共同で設置・運営します。

【主要事業】

- 障害支援区分認定審査会運営事業

(7) 利用者負担の軽減

【施策展開の考え方】

障害福祉サービス事業所及び医療機関等を利用する際の利用者負担の支援を行うことで、障がいのある人の医療費等の負担の軽減及び健康と福祉の増進を図ります。

【主要事業】

- 障害者（児）自立支援費（障害福祉サービス給付費等）給付事業
- 障害者（児）自立支援医療費（更生医療・育成医療）給付事業
- 重度心身障害者医療費給付事業

(8) ボランティアの育成

【施策展開の考え方】

障がいのある人やその家族の生活支援に対するニーズは多様化しており、制度に基づく公的なサービスだけではきめ細かな対応は難しい状況です。柔軟で幅の広い支援体制の構築を図るため、ボランティアの発掘・登録及び育成を推進し、地域住民の手による障がいのある人への支援体制の構築を図ります。

【主要事業】

- ボランティアグループ活動支援

3 教育・発達支援

早期療育は、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障がいの軽減を図り、また、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。そのため、できる限り早い時期から子どもの障がいに応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期の障がいについては、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細かな支援を継続的に行っていくことが必要です。

教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を推進し、共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対し、その時点で最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

(1) 障がい児保育の充実

【施策展開の考え方】

障がい児の発達状況や個性を踏まえながら、成長を応援できるように配慮した保育を行うため、保育所や認定こども園において、心身に障がいのある児童を障がいのない児童と共に集団で保育し、心身の健やかな成長発達の促進を図ります。

【主要事業】

○障がい児保育事業

(2) 早期療育体制の整備

【施策展開の考え方】

在宅の障がい児やその家族の地域での安心した生活を支えるため、障がいの特性を踏まえた早期療育体制の整備により障がいの軽減及び基本的な生活能力の向上を図ります。

【主要事業】

○母子通園センター事業

○発達支援事業

(3) 障がいのある子どもの教育環境の整備

【施策展開の考え方】

特別支援学級に在籍する児童生徒のいる家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、特別支援教育支援員の配置、特別支援連携会議の開催等により、教育環境の向上に努めます。

【主要事業】

- 特別支援教育就学奨励費支給事業
- 特別支援教育支援員の配置
- 特別支援連携会議の開催

(4) 就学指導の充実

【施策展開の考え方】

健康上必要な助言を行うとともに、家族の意向や障がいの種類、程度等を考慮して、児童・生徒の適切な就学指導を行います。

【主要事業】

- 教育支援委員会の設置

(5) 青少年健全育成の推進

【施策展開の考え方】

次代を担う青少年が心身ともに健やかにたくましく成長できるような社会環境をつくるため、児童・生徒の問題行動等を早期に発見し、早期に対応するとともに、児童・生徒の様々な相談に応じます。

【主要事業】

- 悩み相談電話事業
- 青少年健全育成推進協議会
- 青少年問題協議会

4 就労支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上でも極めて大きな意義があります。

一方で、障がいのある人の就労については、雇用を受け入れている業種が限られていること、障がい理解に基づく適切な支援体制が十分ではないこと、通勤手段が確保できないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

アンケート調査結果では、今後の就労への希望については、特に知的障がいのある人で高く、一定の就労ニーズはあると考えられることから、障がいのある人一人ひとりの意欲や適性等に応じた就労支援策について検討していくとともに、職場における障がいへの理解を深め、就労定着につなげていくことが重要です。

(1) 就労支援・就労定着の推進

【施策展開の考え方】

就労を希望する障がいのある人に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。また、一般就労が困難な障がいのある人に対して生産活動等の機会を提供します。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労定着支援等の障害福祉サービスについては、新たに創設された就労選択支援の提供体制の整備と合わせ、就労機会の確保に努めます。なお、今後も利用が見込まれる就労継続支援A型（雇用）及び就労継続支援B型（非雇用）については、町内に事業所はありませんが、近隣市町村の事業所と連携しながら随時情報を提供し、利用の促進に努めます。

【主要事業】

- 就労移行支援
- 就労選択支援
- 就労継続支援A型（雇用）・B型（非雇用）
- 就労定着支援

(2) 地域活動支援センターの充実

【施策展開の考え方】

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、社会生活への適応性を高めるための生産活動や社会参加機会の提供を行い、これを通じて就労意欲の向上等を目指します。

【主要事業】

- 地域活動支援センター運営委託

(3) 就労支援に関するネットワーク化の推進

【施策展開の考え方】

町内及び近隣自治体に資源がなく、現在は実施が難しい状況であるものの、障がいのある人の雇用や就労環境の向上を図るため、地域の社会資源の発掘・活用を促進するとともに、関係機関、団体及び事業所（企業）のネットワーク化を推進します。

また、広く町民への広報活動を行い、職場における障がいへの理解の促進を図ります。

5 生活環境・地域移行支援

アンケート調査結果では、特に力を入れていくべき障がい者福祉施策として、経済的支援や障害福祉サービス等の充実に続き、「暮らしやすいバリアフリーのまちづくり」が上位にあげられているように、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加をさまたげている社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにしていく必要があります。加えて、町民等が、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解を持ち、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。

なお、これらの障壁の除去を進めるにあたっては、障がいのある人・行政機関・事業所・地域住民といった様々な関係者が、障がいのある人となない人が同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

また、障がいのある人の地域生活の実現を目指すためには、身近な地域や広域的な枠組みの社会に「参加」する場面や機会ができるだけ増えるよう支援を行っていくことが重要です。このため、社会参加を希望する人が障がいの有無を問わず、等しくその機会を享受できる地域づくりを進めていくことが求められます。

（１）居住環境の整備

【施策展開の考え方】

障がいのある人の居住環境の改善のため、住宅の段差解消や手すりの取付などの住宅改修費を助成し、障がいのある人が自宅で安全かつ快適に生活できるよう努めます。

【主要事業】

○重度障害者（児）等日常生活用具給付等事業

（２）公共施設のバリアフリー化

【施策展開の考え方】

障がいのある人が安全に安心して地域で生活を送り、社会参加が可能となるよう、新築や改築計画のある主要施設は、バリアフリー基本構想と国や北海道の基準等に基づき、障がいのある人に配慮した整備促進に努めます。

【主要事業】

○バリアフリー基本構想の策定

○主要施設（公共施設、旅客施設、商業施設等）のバリアフリー化の推進

(3) 公営住宅のバリアフリー化

【施策展開の考え方】

障がいのある人が地域で安心して居住するため、公営住宅の新築・建て替えや既存住宅の改修等の状況に応じて、段差解消、廊下・出入口等に余裕を持たせるなど、障がいのある人の利用に配慮した設計をし、可能な限りバリアフリー化に努めます。

(4) 緊急通報体制の整備

【施策展開の考え方】

地域における見守り体制を補完し、高齢者や障がいのある人等に対する災害や事故、病気などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図るための連絡通報体制を整備し、日常生活での緊急事態に対する不安の緩和につなげます。

【主要事業】

- 緊急通報システム整備事業

(5) 交通機関の利用支援・移動手段の確保

【施策展開の考え方】

障がいのある人が地域で自立した生活を営み、安心して外出できるよう交通機関の利用の支援や移動手段の確保を図り、社会参加を促進します。

【主要事業】

- 移動支援事業
障がいのある人の医療機関及び地域活動支援センターへの送迎を目的としています。
- タクシー利用券助成事業
- JR・高速道路割引事業（高速道路割引申請手続き）

(6) 心のバリアフリーに関する取組の推進

【施策展開の考え方】

道路や建物における「ハード面」でのバリアフリーの取組と併せて、障がいのある人に対する無関心や誤解から生まれる「意識上のバリア」についても理解を深め、解消に向けた取組を推進します。

【主要事業】

- 普及啓発事業
- まち歩きバリアフリー点検の実施
- バリアフリー教室の開催

(7) 障がい者スポーツの振興

【施策展開の考え方】

障がいのある人にとってのスポーツ活動は、障がいの進行の予防や軽減、体力の維持や増強、外出やコミュニケーション機会の増大に結びつくなどの効用があり、日常生活の充実感や生きがいともなります。このため、障がい者スポーツへの支援を行うことで、障がいのある人の健康の保持・向上並びに交流の促進を目指します。

【主要事業】

- 身体障害者スポーツ大会開催助成事業
- 管内及び全道身体障害者スポーツ大会参加支援

(8) 障がい者団体への支援

【施策展開の考え方】

各種障がい者団体等に補助金を交付し、団体等の安定的な運営を維持することで、障がい等への社会の理解と認識を深め、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活が営むことができるよう支援するとともに、社会参加を促進します。

【主要事業】

- 障がい者団体助成事業
 - ・長万部町身体障害者福祉協会
 - ・長万部町手をつなぐ育成会
 - ・函館盲聾教育後援事業負担金

6 保健・医療

核家族化や支援者の高齢化、あるいは障がいのある人自身の高齢化や障がいの重度化等が今後進行していくことが予想されます。障がいを持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、早期発見・早期治療に努め、予防できる疾病を予防し、また、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境の整備を図っていく必要があります。

また、全国的に心の健康に関する悩みを抱える人が増えている状況を踏まえ、精神保健に関する取組を推進していく必要があります。

(1) 障がいの予防

【施策展開の考え方】

障がいの発生の原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについては、適切な予防を行うとともに、早期発見・早期治療に努め、出生から高齢期までに至る健康保持・増進等を図ります。

【主要事業】

- 母子保健事業
- 乳幼児健診事業
- 生活習慣病予防事業
- 健康教育・健康相談事業

(2) 障がいの予防医療費の助成

【施策展開の考え方】

医療費等の費用を助成し、経済的な負担を軽減することで、障がいのある人が必要な医療を安定的に受けられるようにし、障がいの軽減や重度化の予防に努めます。

また、八雲町にある八雲町子ども発達支援センター利用のため、交通費の助成を行い、利便性の維持に努めます。

【主要事業】

- 障害者（児）自立支援医療費（更生医療・育成医療）給付事業
 - 重度心身障害者医療費助成事業
 - 母子通園センター利用者交通費助成事業
- ※交通費の助成を行い、利便性の維持に努めます。

(3) 通院体制の整備

【施策展開の考え方】

障がいのある人が安全かつ安心して通院できる環境を整備します。

【主要事業】

○移動支援事業

(4) 難病対策の推進

【施策展開の考え方】

原因が不明で、治療方法が確立していない指定難病については、治療が極めて困難であり、医療費も高額となるため、医療費の負担軽減を図るとともに、難病患者の社会的自立活動を推進するため、難病関連団体と連携し医療・福祉及び生活全般についての相談に応じて療養指導に努めます。

【主要事業】

○北海道難病関連事業費助成事業

(5) 心身の健康増進事業

【施策展開の考え方】

障がいがあっても住み慣れた地域で健康的に暮らし続けられるように、健康教室への参加を促進し、障がいのある人等の心身の健康保持及び向上につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

【主要事業】

○健康づくり運動教室

○家庭訪問

第 3 編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 成果目標の設定等

第1節 取組の体系

本計画は、障がいのある人の生活と社会参加を支える障害福祉サービス及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものでもあります。

策定にあたっては、国の基本指針に基づき、成果目標や計画期間中のサービス見込み量、サービス確保の方策等について定めることが求められています。

本計画で定める障害福祉サービス・障害児通所支援等の取組の体系は次のとおりです。

成果目標	1 施設入所者の地域生活への移行 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 3 地域生活支援の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等 5 障がい児支援の提供体制の整備等 6 相談支援体制の充実・強化等 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築						
	<table><tr><td>障害福祉サービス</td><td>1 訪問系サービス 2 日中活動系サービス 3 居住系サービス 4 計画相談支援、地域相談支援</td></tr><tr><td>障害児通所支援等</td><td>1 障害児通所支援 2 障害児相談支援</td></tr><tr><td>地域生活支援事業</td><td>1 成年後見制度利用支援事業 2 意思疎通支援事業 3 日常生活用具給付等事業 4 移動支援事業 5 巡回支援専門員整備（任意事業） 6 長万部町地域活動支援センター ※その他の必須事業については、事業実施体制の整備を推進</td></tr></table>	障害福祉サービス	1 訪問系サービス 2 日中活動系サービス 3 居住系サービス 4 計画相談支援、地域相談支援	障害児通所支援等	1 障害児通所支援 2 障害児相談支援	地域生活支援事業	1 成年後見制度利用支援事業 2 意思疎通支援事業 3 日常生活用具給付等事業 4 移動支援事業 5 巡回支援専門員整備（任意事業） 6 長万部町地域活動支援センター ※その他の必須事業については、事業実施体制の整備を推進
障害福祉サービス	1 訪問系サービス 2 日中活動系サービス 3 居住系サービス 4 計画相談支援、地域相談支援						
障害児通所支援等	1 障害児通所支援 2 障害児相談支援						
地域生活支援事業	1 成年後見制度利用支援事業 2 意思疎通支援事業 3 日常生活用具給付等事業 4 移動支援事業 5 巡回支援専門員整備（任意事業） 6 長万部町地域活動支援センター ※その他の必須事業については、事業実施体制の整備を推進						

第 2 節 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 前期計画の取組と課題

障がいのある人の地域生活への移行を進めるという観点から、令和元年度末時点の施設入所者（施設入所者数：17 人）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和5年度までに地域生活に移行する者の目標値を設定しました。

◆ 前期計画の成果目標 ◆

項目	目標値（令和5年度末）
令和5年度までの地域生活移行者数	1 人
令和5年度までの施設入所者削減見込み数	1 人

施設入所者に関しては、令和3年度以降新規利用者はないものの、利用者はほぼすべての人が長年継続的に利用している状況で、現実的にグループホーム等への地域生活への移行については難しい状況です。また、町内には、グループホーム等の障がい者支援施設がないため、地域で生活することも難しいという現実があります。

◆ 施設入所者数等の状況 ◆

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実績累計
地域生活移行者数（人）	0	0	0	0	0
その他退所者数（人）	0	0	1	0	1
新規入所者（人）	0	0	0	0	0
施設入所者数（人）	17	17	16	16	▲1

注）令和5年度は実績見込み。

令和4年度の施設入所者の減少は、町外の入所施設から本町に戻ってきたものの、短い期間で死去された方となります。

(2) 今期計画における取組

本計画における目標を以下のように定め、目標達成に向けて取り組みます。

なお、現状、利用者が増える見込みはなく、利用者数は横ばいで推移していくことが想定されますが、地域生活移行者が増加しない理由として、施設入所者の重度化・高齢化や地域で重度障がいのある人を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられることから、施設入所者が地域生活に移行する上で必要とする支援等について、関係機関と連携して整備方策を検討します。

また、地域での生活が困難で、施設入所支援を必要とする人もいるため、新規利用者や他サービスの利用申請があった場合は、適切に意思決定の支援を行いつつ対応していきます。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

- 令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者から 5 % 以上削減することを基本とする。

◆ 成果目標 ◆

項目	目標値 令和 8 年度末	目標値設定にあたっての考え方
地域生活移行者数	1 人	国の基本指針に即し、令和 8 年度までの 3 か年で地域生活に移行する人の数を、令和 4 年度末時点の施設入所者（16 人）の 6 % 以上が地域生活へ移行する。
施設入所者数	15 人	国の基本指針に即し、令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者（16 人）から 5 % 以上削減する。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 前期計画の取組と課題

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する国の基本指針に定める目標については、都道府県において定めるものとなっていることから、本町においては、北海道や振興局等と連携し、精神保健医療福祉体制の基盤整備に取り組みました。

◆ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催状況 ◆

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回/年)	0	0	3
同協議の場への関係者※の参加者数 (人/年)	0	0	1
同協議の場における活動計画と目標設定回数 (回/年)	1	1	3

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者
注）令和5年度は実績見込み。

(2) 今期計画における取組

精神に障がいがある人の地域生活への移行を推進するためには、病院や障害福祉サービス事業所等の多職種と協議の場を通じて包括的な支援体制を構築するとともに、個別のニーズに寄り添い、本人の意思が尊重される適切な支援を可能とする仕組みが必要となることから、引き続き連携体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。

なお、国の基本指針に基づく、長期入院患者の地域移行等については、北海道の目標を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や障がいへの理解促進に向けた啓発などを通じて精神障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境の整備に努めていきます。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和8年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本として目標値を設定する。

○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

基本指針の別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び基本指針の別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

令和8年度における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

3 地域生活支援の充実

(1) 前期計画の取組と課題

前期計画では、地域生活支援拠点の整備を目標に掲げ、その方策について検討を進めてきました。

◆ 前期計画の成果目標と実績見込み ◆

項目	目標値（令和5年度末）	実績見込み（令和5年度末）
地域生活支援拠点の整備	1箇所	0箇所

地域生活支援拠点とは、障がいの重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能の整備を図るものであり、周辺市町村は既に単独で設置していますが（予定も含む）、本町では、町単独での地域生活支援拠点の整備については難しい状況です。

一方で、町の現状や規模を考えると、町の担当課内で情報共有できている部分も多く、緊急時等についても随時対応しています。

(2) 今期計画における取組

本計画における目標を以下のように定め、目標達成に向けて取り組みます。

本町の資源の状況から、地域生活支援拠点等の整備を進めていくことは難しい状況ですが、設置要件が緩和されている部分もあるため、今後の国・北海道の動向や指針を勘案しながら整備に向けて取り組みます。なお、強度行動障害を有する人への支援体制の整備については、地域生活支援拠点の整備後、対応の整備方針等の検討を進めます。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

◆ 成果目標 ◆

項目	目標値 令和8年度末	目標値設定にあたっての考え方
地域生活支援拠点の整備	1箇所	町の実情を踏まえ、北渡島檜山圏域での設置を進める。
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上	国の基本指針に即し、地域生活支援拠点の機能の充実のために、運用状況の検証及び検討する会議を開催する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 前期計画の取組と課題

前期計画では、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型（以下「就労移行支援事業等」といいます。）を通じて福祉施設から一般就労に移行する目標値を定め、その達成に向けて取り組んできました。

◆ 前期計画の成果目標と実績見込み ◆

項目	目標値（令和5年度末）	実績見込み（令和5年度末）
令和5年度中の一般就労移行者数	1人	0人

現在、就労移行支援の利用者が2年間の標準利用期間後に一般就労に移行する可能性があります。現段階では未定であり、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数については、令和5年度末時点（見込み）で0人と、「一般就労移行者数」の目標には届かない状況です。

なお、町内には就労移行支援、就労継続支援A型・B型及び就労定着支援の事業所がないため、身近な地域で利用できる環境の整備についても検討が必要となります。

(2) 今期計画における取組

本計画における目標を以下のように定め、目標達成に向けて取り組みます。

なお、一般就労への移行を促進するためには、障がい者福祉、就労、教育等の様々な関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、相談支援事業所や公共職業安定所（ハローワーク）、商工会、特別支援学校等との連携により、一般就労への移行を推進し、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。

また、一般就労への移行にあたり、支援が必要な人に対して中立・公平な立場で適切な情報提供を行うとともに、相談支援機能の充実を図ります。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、おおむね1.29倍以上及びおおむね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率[※]が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

※就労定着率：過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

◆ 成果目標 ◆

項目	目標値 令和 8 年度末	目標値設定にあたっての考え方
就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数	3 人	下記事業を通じた移行者数を設定する。
就労移行支援事業を通じた 一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を 目標とする。
就労継続支援 A 型事業を通じた 一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を 目標とする。
就労継続支援 B 型事業を通じた 一般就労への移行者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を 目標とする。
就労移行支援事業利用終了者に占 める一般就労へ移行した人の割合 が 5 割以上の事業所	50%以上	国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業所 のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一 般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業 所を全体の 50%以上とする。
就労定着支援事業の利用者数	1 人	令和 3 年度の実績が 0 人のため、1 人の利用を 目標とする。
就労定着支援事業利用終了後一定 期間の就労定着率が 7 割以上とな る就労定着支援事業所の割合	25%以上	国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所 のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体 の 25%以上とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 前期計画の取組と課題

障がい児支援の提供体制の整備等については、周辺自治体との連携により、提供体制の整備に係る検討を進めてきました。

児童発達支援センターについては設置がありませんが八雲町子ども発達支援センター（ひまわり）を継続して利用しています。当該施設の人員体制の関係で令和5年度から小学生以上の利用に制限がかかり、基本的には未就学児を利用の対象とすることとなっています。

また、令和5年6月1日から町内にも児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所が開設され、現在2人の継続的な利用者がいますが、重症心身障害のある児童を支援する体制の整備には至っていません。

医療的ケア児の支援や保育所等訪問支援については、町内での体制確保は難しい状況ですが、圏域での検討等を通じて支援体制の整備を図っていくことが求められます。

◆ 障がい児支援の提供体制の整備状況 ◆

項目	令和5年度
児童発達支援センターの設置（箇所）	0
保育所等訪問支援体制（箇所）	0
重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所（箇所）	0
重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所（箇所）	0
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（箇所）	0
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（人）	0

(2) 今後の方向性

町内に児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が開設されるなど、サービス提供体制が徐々に整備されつつあることから、支援を必要とする児童の早期利用につなげられるよう保健師や関係機関と連携をとりながら、事業実施体制の維持・継続を図るとともに、圏域内の事業所への働きかけを行います。

医療的ケア児への支援については、保健・医療・障がい者福祉、保育、教育等各分野の関係機関等の情報交換等を実施していくとともに、相談支援事業所等における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討します。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

- 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、すべての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

◆ 成果目標 ◆

項目	目標値 令和 8 年度末	目標値設定にあたっての考え方
重層的な地域支援体制の構築		国の基本指針を踏まえ、周辺市町村や事業所等と連携をとりつつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援体制の整備に努める。
児童発達支援センターの設置	1 箇所以上	
保育所等訪問支援体制	1 箇所以上	
主に重症心身障害のある児童への支援		国の基本指針を踏まえ、町内でのサービス提供体制の整備を図る。
児童発達支援事業所	1 箇所以上	
放課後等デイサービス事業所	1 箇所以上	
医療的ケア児支援		国の基本指針を踏まえ、周辺市町村と共同での協議を継続していくとともに、コーディネーターの配置を検討する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 箇所	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1 人	

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 前期計画の取組と課題

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討しているものの、設置には至っていません。

基本指針では、各市町村又は各圏域において基幹相談支援センターを設置することを基本としていることから、周辺自治体と連携しつつ、期間中の設置に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 今期計画における取組

周辺自治体と連携しつつ、期間中の基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進め、障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。

また、地域の相談支援事業所に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

さらに、長万部町自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の方法について検討を進めます。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

◆ 成果目標 ◆

項目	目標値 令和8年度末	目標値設定にあたっての考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターの設置	国の基本指針を踏まえ、北渡島檜山圏域で設置することとして設定
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	国の基本指針を踏まえ、長万部町自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の方法について検討を進める。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 前期計画の取組と課題

基本指針においては、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としていることを踏まえ、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員や事業所職員が参加し、職員のスキルアップに取り組むこととしましたが、前期計画期間中は参加に至っていない状況です。

障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制構築のため、今後は、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加、事業所や関係自治体等との障害者自立支援システム等による審査の分析結果の共有に取り組んでいく必要があります。

(2) 今期計画における取組

「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や関係自治体等と共有することにより、適切な障害福祉サービスが提供されるよう体制の整備を継続的に行います。

また、障害福祉サービスの質を向上させるため、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員や事業所職員が参加し、職員のスキルアップに取り組めます。

◆ 国の基本指針（目標値策定にあたっての指針） ◆

○令和8年度末までに都道府県や市町村において サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

◆ 成果目標 ◆

項目	目標値 令和8年度末	目標値設定にあたっての考え方
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制構築	「障害者自立支援システム」等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有	長万部町自立支援協議会における会議等で共有するものとして設定

第2章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

第1節 障害福祉サービス等

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

サービス	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。 障がいのある人の地域での生活を支える基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

(2) サービスの利用状況と今後の利用見込み

○訪問系サービスについては、町内には居宅介護事業所が1箇所あり、継続的な利用者がいます。

○サービスの利用実績は、居宅介護以外に利用はなく、ほぼ横ばいで推移しており、今後も現在の利用状況と同程度の利用を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間 (時間/月)		32	32	42	42	42	42
	利用人数 (人/月)		2	2	3	3	3	3
重度訪問介護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
同行援護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
行動援護	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(3) 見込み量確保の方策

○訪問系サービスは、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために必要不可欠なサービスであることを踏まえ、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

サービス	内 容
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
宿泊型自立訓練	夜間の居住の場を提供し、生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援 A 型や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスをあわせて提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。 このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

(2) サービスの利用状況と今後の利用見込み

○日中活動系サービスの利用者数は、おおむね横ばいで推移しており、生活介護及び療養介護については、継続的な利用があります。

○自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練については、町内に事業所はありませんが、期間中はそれぞれ延べ4人の利用があり、2年以内に、他の障害福祉サービス等へ移っています。

○就労移行支援については、令和4年度から利用実績があり、現在も継続して利用し、一般就労を目指しています。

○就労継続支援A型の新規利用者はなく1人の利用者が継続的に利用しています。一方、就労継続支援B型については、近年、養護学校卒業者が多く、新規利用者が増加しました。

○今後の利用見込みについては、いずれのサービスについても、現在の利用状況と同程度の利用を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
生活介護	利用量 (人日/月)		483	483	483	460	460	460
	利用人数 (人/月)		21	21	21	20	20	20
自立訓練（機能訓練）	利用量 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用量 (人日/月)		69	69	23	0	0	0
	利用人数 (人/月)		3	3	1	0	0	0
うち精神障がい者	利用人数 (人/月)		2	2	1	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用量 (人日/月)		93	93	31	0	0	0
	利用人数 (人/月)		3	3	1	0	0	0
就労選択支援	利用人数 (人/月)						0	0
就労移行支援	利用量 (人日/月)		0	10	10	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	1	1	0	0	0
就労継続支援A型	利用量 (人日/月)		23	23	23	23	23	23
	利用人数 (人/月)		1	1	1	1	1	1

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
就労継続支援 B 型	利用量 (人日/月)		414	414	506	552	552	552
	利用人数 (人/月)		18	18	22	24	24	24
就労定着支援	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
療養介護	利用人数 (人/月)		2	2	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	利用量 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）	利用量 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

（注）令和 5 年度の利用実績は見込み値。

（３）見込み量確保の方策

- 障がいのある人が安心して地域で生活ができるまちづくりを推進するため、サービス提供事業所に対して必要な情報を提供し、ニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。特に、就労移行支援や就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し、雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。
- 利用の少ないサービスについては、障がいのある人への支援を検討する際に、当該サービスが適切と思われる人へサービス紹介を行い、適切な利用を促していきます。

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

サービス	内 容
自立生活援助	集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

(2) サービスの利用状況と今後の利用見込み

○自立生活援助の利用実績はありませんが、共同生活援助（グループホーム）については、近年養護学校卒業者が多く、新規利用者が増加しています。

○施設入所支援については、継続的な利用者が一定数いますが、新規の利用者はなく、また、高齢者施設へ移行や休止、又は死去により近年はその減少がみられます。

○今後の利用者数については、共同生活援助（グループホーム）については微増し、自立生活援助及び施設入所支援については、横ばいでの推移を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
自立生活援助	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人/月)		22	22	23	24	24	24
うち精神障がい者	利用人数 (人/月)		2	2	2	3	3	3
施設入所支援	利用人数 (人/月)		17	16	16	16	16	15

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値。

(3) 見込み量確保の方策

- 居住系サービスについては、特に共同生活援助（グループホーム）で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿としての利用が見込まれるため、利用ニーズに応じたサービス提供事業所の確保に努めます。また、精神障がい者については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業所等と連携した取組を検討します。
- 自立生活援助については、制度活用のため、周辺自治体の提供事業所の普及啓発を図ります。
- 施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくことが想定されます。このため、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、サービスを提供する施設と連携を図りながら、施設入所サービスの需要に適切に対応していきます。

4 計画相談支援、地域相談支援

(1) サービスの概要

サービス	内 容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス提供事業所等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

(2) サービスの利用状況と今後の利用見込み

○町内の相談支援事業所は1箇所のみとなっていますが、近年は利用者が増加傾向で推移しています。

○地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでした。

○今後の利用者数については、引き続き同程度の利用を見込みます。

サービス名 / 年度		利用実績			利用見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画相談支援	利用人数 (人/月)	52	51	54	55	55	55
地域移行支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(3) 見込み量確保の方策

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援は不可欠であることから、利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう、引き続き事業所の参入を働きかけ、適切なサービスの利用につなげていきます。

地域移行支援・地域定着支援については、制度活用のため、当該サービスが適切と思われる方へサービス紹介を行い、利用者への適切な利用を促していきます。

第 2 節 障害児通所支援等

1 障害児指定通所支援

(1) サービスの概要

サービス	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。 ※令和 6 年 4 月 1 日から「児童発達支援」に統合
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもが、障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適應するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

(2) サービスの利用状況と今後の利用見込み

○児童発達支援は、令和 5 年 6 月 1 日から町内にサービス提供事業所が開設されましたが、令和 5 年 12 月時点で未だ利用実績はありません。一方、放課後等デイサービスについても同時期に町内に開設され、令和 5 年度においては、町内・町外施設合わせて 7 人が利用しています。

○今後の利用者数については、引き続き同程度の利用を見込みます。

サービス名		年度	利用実績			利用見込み		
			令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
児童発達支援	利用量 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)		30	50	70	70	70	70
	利用人数 (人/月)		3	5	7	7	7	7
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)		0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)		0	0	0	0	0	0

(注) 令和 5 年度の利用実績は見込み値。

(3) 見込み量確保の方策

○子育てや保育、教育等の関係する機関等や、障害児通所支援等提供事業所との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。

2 障害児相談支援

(1) サービスの概要

サービス	内 容
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) サービスの利用状況と今後の利用見込み

○障害児相談支援事業所は町内に1箇所あり、令和5年度は7人の利用が見込まれます。

近年、増加傾向があり、町内にもサービス提供事業所が開設されていますが、障害児相談支援事業に係る相談員は1人しかいない状態です。

○今後の利用者数については、引き続き同程度の利用を見込みます。

サービス名		年度			利用実績			利用見込み		
		年度			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
障害児相談支援	利用人数 (人/月)				5	5	7	7	7	7

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(3) 見込み量確保の方策

○障害児相談支援については、基本的にはすべての利用者が当サービスを受給することが望ましいため、障害児相談支援事業所と相談しながら、新規利用者に対して、障害児相談支援の利用を促し、可能な限り導入を進めます。また、児童の成長に応じた様々な機会、保護者への周知や情報提供をより強化し、支援の必要な児童が適切な支援につながるよう努めます。

第 3 節 地域生活支援事業等

1 地域生活支援事業の概要

「地域生活支援事業」とは、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がいのある人や家族介護者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本町では、町民のニーズ等を踏まえ、以下のサービスを提供しています。

◆ 長万部町が実施する地域生活支援事業 ◆

サービス	内 容
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申立に要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部又は全部を助成する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対し、手話奉仕員・要約筆記者等を派遣する事業です。
日常生活用具給付等事業	障がい児・者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行う事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援する事業です。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
長万部町地域活動支援センター	障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、社会生活への適応性を高めるための生産活動や社会参加機会の提供を行い、これを通して、障がい者の就労意欲の向上等を目指します。

2 事業の利用見込み

(1) 成年後見制度利用支援事業

○制度周知により令和5年度に1人の利用がありました。引き続き事業実施体制を整え、必要とする人への適切な制度周知を行っていきます。

サービス名 年度		利用実績			利用見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
成年後見制度 利用支援事業	利用人数 (人/年)	0	0	1	1	1	1

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(2) 意思疎通支援事業

○手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、前期計画期間中の利用はありませんでしたが、必要とする人への適切な制度周知により、適切な利用の促進を図ります。

サービス名 年度		利用実績			利用見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(3) 日常生活用具給付等事業

○日常生活用具給付等事業の利用者については、排泄管理支援用具（ストマ等）が大半を占めており、他の利用については、単発的に発生している状況です。

○引き続き制度の周知とともに、日常の生活に必要な給付を行い、福祉の向上に努めます。

サービス名 年度		利用実績			利用見込み		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護・訓練支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数 (件)	3	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	202	191	202	200	200	200
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数 (件)	0	0	0	0	0	0

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(4) 移動支援事業

- 移動支援事業の利用者については、相対的には減少傾向で推移しています。なお、令和3年度に、地域生活支援センターの実施場所が福祉センター（高砂町）から老人福祉センター（平里）に変更になり、利用者を全員送迎していたため令和3年度、令和4年度は利用時間が増加しています。また、令和4年12月から地域生活支援センターの実施場所が旧南栄町老人憩いの家に変更となり、利用者自ら通うことができるようになっています。
- 一定の利用ニーズがあり、今後も利用者数は横ばいで推移することが見込まれることから、引き続き実施体制を整えるとともに、制度の周知を図り、障がいのある人の社会参加のための移動支援の充実に努めます。

サービス名		年度			利用実績			利用見込み		
		令和3			令和4			令和5		
移動支援事業	利用時間 (時間/月)	4,143			3,655			1,800		
	利用人数 (人/月)	16			15			10		

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(5) 巡回支援専門員整備

- 専門員を外部（民間事業所）から招き、個別に対応（面接等）をしています。年2回実施し、毎年10人前後の利用者がおり、今後も利用者の希望に合わせてサービスが利用できるよう対応していきます。また、サービスの拡充を図るため町内の障害支援事業所へ新たに巡回支援の委託を行い、いつでも支援が受けられるように支援体制の強化に努めます。

サービス名		年度			利用実績			利用見込み		
		令和3			令和4			令和5		
巡回支援専門員整備	実施回数 (回/年)	2			2			2		

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

(6) 長万部町地域活動支援センター

- 障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動または生活活動などの機会を提供していきます。現在は、4名の利用者がおり、今後も利用者の希望に合わせてサービスが利用できるよう対応していきます。

サービス名		年度			利用実績			利用見込み		
		令和3			令和4			令和5		
長万部町地域活動支援センター	利用人数 (人/月)	5			5			4		

(注) 令和5年度の利用実績は見込み値。

3 事業実施体制の整備推進

町で実施している地域生活支援事業のほか、以下の必須事業については、関係機関との調整が必要であるため、利用ニーズの把握や実施体制の構築に向けた検討を進めるとともに、必要に応じてその体制整備に取り組んでいきます。

◆ その他の地域生活支援事業（必須事業） ◆

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害や障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民やNPO等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、学習支援、ボランティア活動等）を支援（助成）する事業です。
相談支援事業	障がいのある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービス等の必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため、関係機関と連携して障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員（日常会話を行うために必要な手話を習得した者）の養成を通じて、聴覚障がいのある人に対する理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を行う事業です。

長万部町
第4次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：北海道 長万部町
編集：長万部町役場 保健福祉課
住所：〒049-3592 山越郡長万部町字長万部 453 番地 1
電話：01377-2-2454
FAX：01377-2-2931